

第3章 計画を推進する上での配慮事項

本章では「計画を推進する上での配慮事項」として、都市緑地法第4条に基づき緑の基本計画に定めることができるとされている「緑地の保全」及び「緑化の推進」，「都市公園の整備及び管理」等に関すること，また，「杜の都・仙台」の象徴的なみどりである「街路樹の整備及び管理」等に関することについて，関連事業を進めていく際の配慮事項等をまとめます。

【本章の掲載内容】

- 1 緑地保全に関すること
 - (1) 緑地保全制度の運用
- 2 都市緑化に関すること
 - (1) 緑化重点地区の運用
 - (2) 市街地等における建築物等の質の高い緑化の推進
- 3 都市公園に関すること
 - (1) 「公園マネジメント」の推進
- 4 街路樹に関すること
 - (1) 「街路樹マネジメント」の推進

1 緑地保全に関すること

(1) 緑地保全制度の運用

本市では特別緑地保全地区や保存緑地などの地域制緑地の指定や、保存樹木等の指定など様々な制度を運用して緑地の保全を図ってきました。これまで指定してきた良好な緑地や樹木について引き続き適切に保全を図っていくとともに、法令等により担保されていない市街地に近い里山や市街化区域の樹林地の保全についても検討を進めます。

① 都市緑地法に基づく緑地保全制度

1) 特別緑地保全地区（都市緑地法第12条）

i) 概要

- ・都市計画区域内の緑地について、建築行為などの一定の行為の制限などにより、その良好な自然環境を現状凍結的に保全し、もって良好な都市環境の形成を図る制度。行為については許可制。

ii) 指定状況

- ・令和3年6月1日現在 6箇所 99.8ha（蕃山，栢江，燕沢三丁目，郷六，東原，八木山弥生町）

iii) 運用の考え方

○指定について

- ・自然条件や社会条件の観点から評価した樹林地カルテの作成により現況を把握し、都市計画区域内で担保性のない樹林地については、生物の貴重な生息・生育空間となり、気象災害を低減化する等多くの機能を持ったグリーンインフラとして、その良好な自然環境を現状凍結的に保全するために指定を検討します。
- ・保全の担保性を高めるため、杜の都の環境をつくる条例に基づく保存緑地から、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区への移行を目指します。
- ・特別緑地保全地区指定計画地として土地の買入れを行った保存緑地については、順次特別緑地保全地区の指定を進めます。

○施設の整備について

- ・下刈や除間伐などの適切な樹林地管理による現状の保全を基本としつつ、保全上必要となる場合は、立ち入り防止柵や土留めの設置など最小限の施設整備を行います。
- ・緑地の特性により、樹林を活用した森林浴や散策、自然観察や環境教育などに利活用する場合は、必要な範囲で園路やベンチ等の整備を行います。

○土地の買入れについて

- ・土地所有者による緑地の管理を前提としながら、保全のため必要があるときは、特別緑地保全地区に指定していない土地について、特別緑地保全地区指定計画地として土地の買入れによる公有地化を進めます。
- ・特別緑地保全地区に指定した土地について、当該土地の買入れの申し出があった場合は、都市緑地法の規定に基づき、土地の買入れによる公有地化を進めます。

○買入れた土地の管理について

- ・各々の樹林地の特性に応じ、保全と利活用の両面を踏まえた管理方針を適宜定めることとします。
- ・下刈や除間伐などの適切な樹林地管理を行い、生物の生息・生育空間の確保や、雨水の保水・浸透や急斜面地の表層崩壊の防止等のグリーンインフラの機能を向上させます。
- ・地域団体や市民活動団体、事業者など多様な主体が緑地の管理に参画する取組みを通じて、継続的な保全を図ります。

2) 緑地保全地域（都市緑地法第5条）

i) 概要

- ・里地・里山など都市近郊の比較的広域的な見地から保全の必要がある緑地について、届出・命令制により、一定の土地利用との調和を図りながら緑地を保全する制度

ii) 指定状況

- ・指定実績なし

iii) 運用の考え方

○指定について

- ・自然条件や社会条件の観点から評価した樹林地カルテの作成により現況を把握し、里地・里山など都市計画区域又は準都市計画区域内で担保性のない比較的大規模な樹林地について、指定を検討します。
- ・指定に当たっては、土地所有者の協力を得ながら効果的に緑地の保全を図るために他の緑地保全制度と比較検討を行います。

○指定した土地の保全について

- ・当該地域内の緑地の保全に関する緑地保全計画を定め、行為の規制又は措置の基準を定めるほか、保全に必要な施設の整備、管理協定に基づく緑地の管理、市民緑地契約に基づく緑地の管理を適宜定めることとします。

3) 保全配慮地区（都市緑地法第4条）

i) 概要

- ・都市緑地法第4条において緑の基本計画の策定項目として定める「緑地保全地域、特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」を保全配慮地区として位置付け、法律や条例に基づく地域制緑地や施設緑地に該当しないまとまった樹林地について今後保全を図るための有効な手段とします。

ii) 指定状況

- ・保全配慮地区の指定実績はありませんが、保全配慮地区候補地として5地区設定（洞雲寺地区、鶴ヶ谷地区、川内地区、安養寺地区、三神峯地区）しています。

iii) 運用の考え方

○保全配慮地区候補地の再評価

- ・前緑の基本計画において、保全配慮地区の概ねの位置を候補地として5地区設定していましたが、これらについて自然条件や社会的・経済的状況の変化が見られることから再評価を行います。

○新規指定地の検討

- ・保全配慮地区の設定にあたっては、自然生態系の保全、風致・景観の保全、都市防災機能の向上、市民の自然とのふれあいの場の提供などの社会的・経済的な観点から、樹林地の総合的な評価を行い、概ねの位置を候補地として設定します。保全配慮地区候補地とした箇所については、より詳細な調査を行った上で、市民や事業者との協働のもと、特別緑地保全地区、緑地保全地域、保存緑地、緑地協定による保全や、市民緑地制度など法律や条例の制度による緑地保全施策を講じることとします。

4) 市民緑地（都市緑地法第55条、第60条）

i) 概要

- ・民有地における緑の創出と保全を推進するため、土地又は人工地盤、建築物などの所有者が自らの土地などを市民が利用できる緑地や緑化施設として提供することを支援・促進する制度。本制度には、都市計画区域又は準都市計画区域において、土地所有者と地方公共団体などが契約を締結して市民緑地を設置管理する制度（市民緑地契約制度）と、緑化地域又は緑化重点地区において、民間主体が作成し、認定を受けた計画に基づき市民緑地を設置管理する制度（市民緑地認定制度）があります。

ii) 指定状況

- ・市民緑地契約制度 令和3年4月1日現在 1箇所（卸町二丁目市民緑地）
- ・市民緑地認定制度 実績なし

iii) 運用の考え方

- ・市街地における民有地の緑化や残された樹林地の保全を図り，又は都市公園が不足している地域において緑地やオープンスペースの確保などを図る有効な手段の一つとして，事業者や個人が所有する土地，使い道が失われた空き地などの民有地を有効活用し，市民の活動の場となる緑地空間を創出する市民緑地制度の活用を図ります。
- ・緑地の適切な管理が図られるよう必要な支援を行います。



卸町二丁目市民緑地

5) 緑地協定（都市緑地法第45条，第54条）

i) 概要

- ・都市計画区域又は準都市計画区域における相当規模の一段の土地又は道路，河川などに隣接する相当の区間にわたる土地について，市街地の良好な環境を確保するため，土地所有者など全員の合意により，当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する事項を協定する制度

ii) 指定状況：令和3年4月1日現在 24箇所 191.27ha

iii) 運用の考え方

- ・本制度は，杜の都にふさわしい緑豊かな街並みを市民の自主的な取組みにより形成する有効な手段であることから，新規の住宅街区整備事業があった場合に緑地協定の締結を行うことができるよう事業者などへの周知や普及啓発を行います。
- ・本制度により緑地協定を締結した地区については，認可した協定の内容に沿った緑地の保全又は緑化が図られるよう必要な支援を行います。



泉区紫山における緑地協定

② 都市計画法に基づく緑地保全制度

1) 風致地区（都市計画法第8条）

i) 概要

- ・都市計画法に基づき、都市の風致（自然的要素に富んだ土地における良好な自然的景観）を維持するため定める地区制度。

ii) 指定状況

- ・令和3年4月1日現在 8箇所 270.9ha（大年寺，八木山，愛宕山，霊屋，大崎八幡，北山，台ノ原，安養寺）

iii) 運用の考え方

○制度の運用

- ・本制度においては、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等の行為を、仙台市風致地区内における建築等の規制に関する条例により許可制とすることで緑地の保全を図っており、引き続き本制度の運用により良好な緑地の保全を継続していきます。

○保全の担保性の向上

- ・本制度においては、政令や条例で定める許可基準（建築物の高さ・建ぺい率、植栽面積、切土・盛土の高さ等）に適合する一定の開発行為等は許容しているため、そうした土地利用との調和を図りながら、特別緑地保全地区等の他の緑地保全制度の活用により保全の担保性を高める方策について検討を進めます。



安養寺風致地区

③ 杜の都の環境つくる条例に基づく緑地等保全制度

1) 保存緑地（杜の都の環境をつくる条例第11条）

i) 概要

- ・市街化区域内の民有地を主体に、樹林地、水辺地、社寺林など緑の骨格となる良好な緑地について、土地所有者の理解と協力のもと、建築行為などの一定の行為を制限することで、緑地の保全を図る制度。行為については届出制。

ii) 指定状況

- ・令和3年4月1日現在 40箇所 643.33ha

iii) 運用の考え方

- ・これまで指定した保存緑地について、自然条件や社会条件の観点から評価した樹林地カルテの作成により現況を把握し、保全を図ります。
- ・保全の担保性を高めるため、特別緑地保全地区（都市緑地法）や都市公園（都市公園法）への移行を目指します。
- ・土地所有者による管理を前提としながら、指定から40数年が経過し、土地所有者の高齢化や相続等社会的な変化が想定される中、安定した保全のため必要があるときは、土地の買入れや寄附受入による公有地化を行います。
- ・下刈や除間伐などの適切な樹林地管理を行い、生物の生息・生育空間の確保や、雨水の保水・浸透や急斜面地の表層崩壊の防止等のグリーンインフラの機能を向上させます。
- ・地域団体や市民活動団体、事業者など多様な主体が緑地の管理に参画する取組みを通じて、継続的な保全を図ります。
- ・市街地に近い里山や市街化区域で担保性のない比較的大規模な樹林地について、指定の検討を行います。



旗立保存緑地



青葉山保存緑地

2) 保存樹木・保存樹林（杜の都の環境をつくる条例第19条）

i) 概要

- ・地域の美観風致を維持するため、樹木又は樹木の集団（樹林）の保存に関し必要な事項を定め、都市の健全な環境の維持及び向上に寄与するための制度

ii) 指定状況：令和3年4月1日現在 保存樹木 174件（179本）

保存樹林 19件

iii) 運用の考え方

- ・本制度では市民の協力のもと、地域の美観風致を代表する居久根等の屋敷林や社寺林、由緒ある名木、永い歴史を生きてきた古木を保全してきました。昨今は樹木等の維持管理への負担感の増大や周辺住民等からの苦情への対応などにより、樹木等

の保存が難しくなりつつあります。所有者への支援の充実や協働による管理手法の検討等、持続可能な制度となるよう検討します。

- 名木・古木や屋敷林・社寺林は、杜の都にふさわしい貴重なみどりであることから、歴史的な由来を持つ都市公園や彫刻などの文化的資源と連携した活用策について検討します。
- 「令和版わがまち緑の名所100選」ガイドブック等を活用し、広く市民に紹介するとともに「杜の都・仙台」の魅力として内外に発信します。



保存樹木
東二番丁小学校のクスノキ



保存樹木
子平町のフジ



保存樹林
泉区野村の屋敷林



保存樹林
太白区柳生の屋敷林

保存緑地（杜の都の環境をつくる条例） 令和7年4月1日現在
(40箇所, 643.38ha)

No.	名称	面積(ha)	No.	名称	面積(ha)
1	青葉山	356.30	25	東原	2.66
2	旗立	33.58	26	金剛沢	2.35
3	善応寺	2.93	27	一高山	8.68
4	西山	1.65	28	放山	99.91
5	安養寺	4.48	29	大拙庵	0.44
6	木皿山	5.76	30	ラ・サールホーム	0.35
7	奥津森	0.51	31	藤松	1.04
8	瞑想の森	4.18	33	北山	14.60
9	東照宮	3.73	34	村上山	0.61
11	大崎八幡	4.26	35	愛宕山	4.25
12	霊屋	8.35	37	西の平	0.65
13	北川山	3.16	38	橋本農園	4.63
14	国見四丁目Ⅰ	9.36	39	あびこの杜	0.95
15	向山高校	0.55	40	大泉山Ⅱ	0.56
17	案内沢北	0.81	41	上野山	4.39
18	仙岳院	0.69	42	大年寺山	7.43
20	一の坂	0.49	43	人來田東山	11.36
21	狐沢山	3.74	44	小松島二丁目	0.63
22	国見四丁目Ⅱ	0.44	45	与兵衛沼	24.89
24	滝沢寺	0.75	46	二ツ沢	7.24

特別緑地保全地区（都市緑地法） (10箇所, 107.9ha)

No.	名称	面積(ha)	No.	名称	面積(ha)
1	蕃山	81	6	八木山弥生町	0.7
2	枅江	3.3	7	荒巻仁田谷地	4.5
3	燕沢三丁目	0.9	8	中山二丁目	0.3
4	郷六	12	9	狐沢山	1.2
5	東原	1.9	10	上谷刈	2.1

風致地区 (8箇所, 270.9ha)

No.	名称	面積(ha)
1	大年寺	67.2
2	八木山	93.9
3	愛宕山	8.6
4	霊屋	10.6
5	大崎八幡	6.0
6	北山	13.3
7	台ノ原	3.2
8	安養寺	68.1

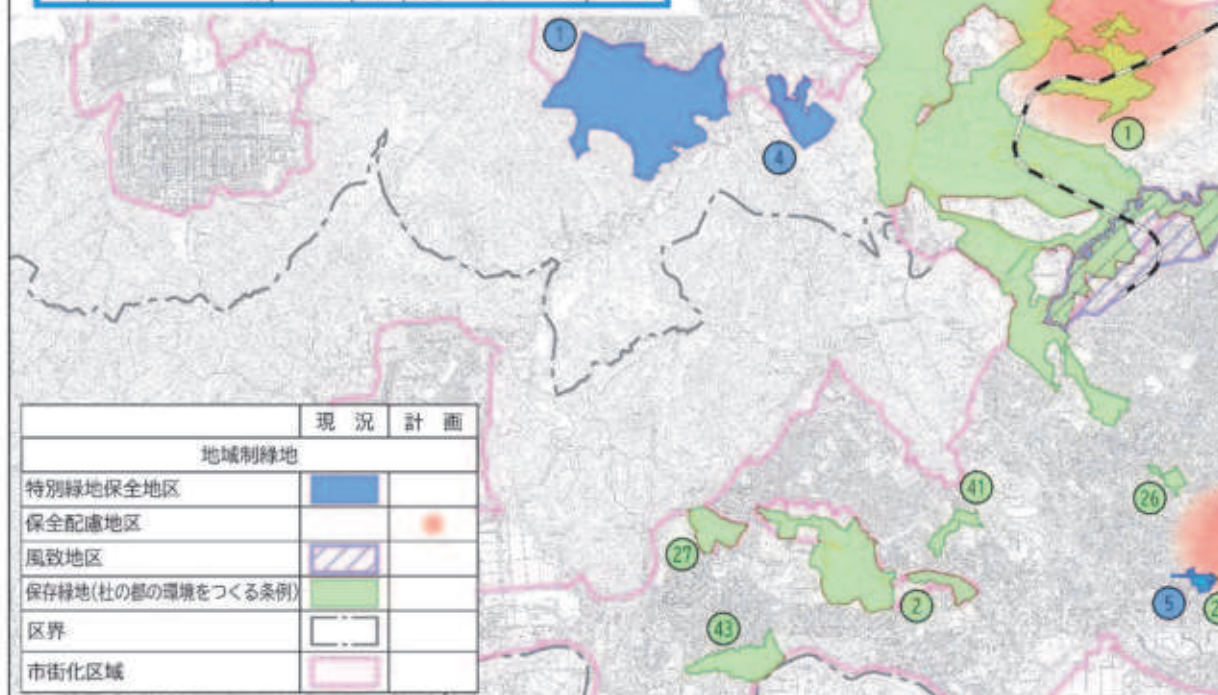


図-33：保存緑地・特別緑地

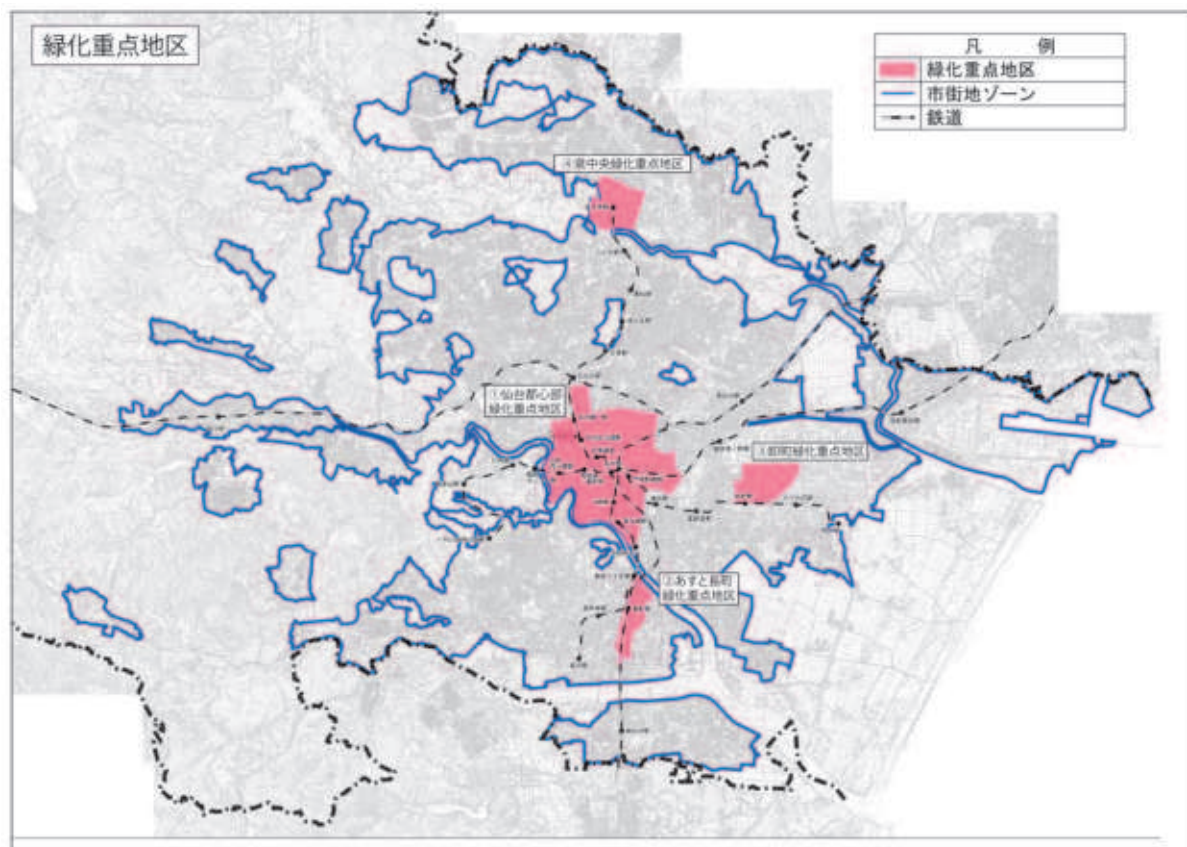


保全地区・風致地区配置図

2 都市緑化に関すること

(1) 緑化重点地区の運用

緑化重点地区については、都市緑地法第4条において、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項」を緑の基本計画に定めることとされており、本市では、平成18年(2006年)3月に「仙台都心部」、平成20年(2008年)3月に「あすと長町」、平成27年(2015年)12月に「卸町」、令和2年(2020年)3月に「泉中央」を緑化重点地区に指定しています。地区ごとの方針に基づき、緑化の推進や緑化助成制度などにより、重点的な緑化の推進を図ってきました。引き続き、4地区について一層の緑化の推進を図るとともに、指定効果を踏まえ、必要に応じて区域の拡大や新規指定について検討します。



図一 3 4 : 緑化重点地区の位置図

① 緑化重点地区共通の緑化の方針

1) みどりのネットワーク形成

地区内及び周囲の公園緑地，まとまったみどりを有する公共施設等のみどりの拠点とし，地区内の街路樹のみどりの軸と捉え，みどりのネットワークを形成します。また民有地においては，道路空間との連続性のある緑化を推進し，みどりのネットワークの充実を図ります。

2) グリーンインフラの推進

地区内では特に都市機能が集積していることから，ヒートアイランド現象の緩和や雨水流出抑制等の機能や，まちで過ごす人のための回遊性・滞留機能を高める目的で，グリーンインフラを積極的に推進します。

i) グリーンインフラを推進する助成制度の検討

緑化助成制度を見直し，民有地での屋上緑化や雨庭^{あめにわ}などの整備を支援することによりグリーンインフラを推進します。

ii) 公共施設におけるグリーンインフラの推進

公共施設の建替え等に際してもグリーンインフラを推進し，民間施設のモデルとなる緑化を図ります。また，都市公園においてもグリーンインフラの推進を図ります。

② 地区ごとの方針

1) 仙台都心部緑化重点地区【約840ha】（平成18年(2006年)3月指定）

この地区は、「都心部の『みどりの回廊づくり』(P. 103～104 参照)」の対象範囲でもあり、また「杜の都・仙台」の玄関口であることも踏まえ、杜の都のシンボルエリアを形成するため、様々な施策を展開します。また、多くの建築物が更新時期を迎えていることを都市緑化推進の契機と捉え、建替え等に際して質の高い緑化を推進します。

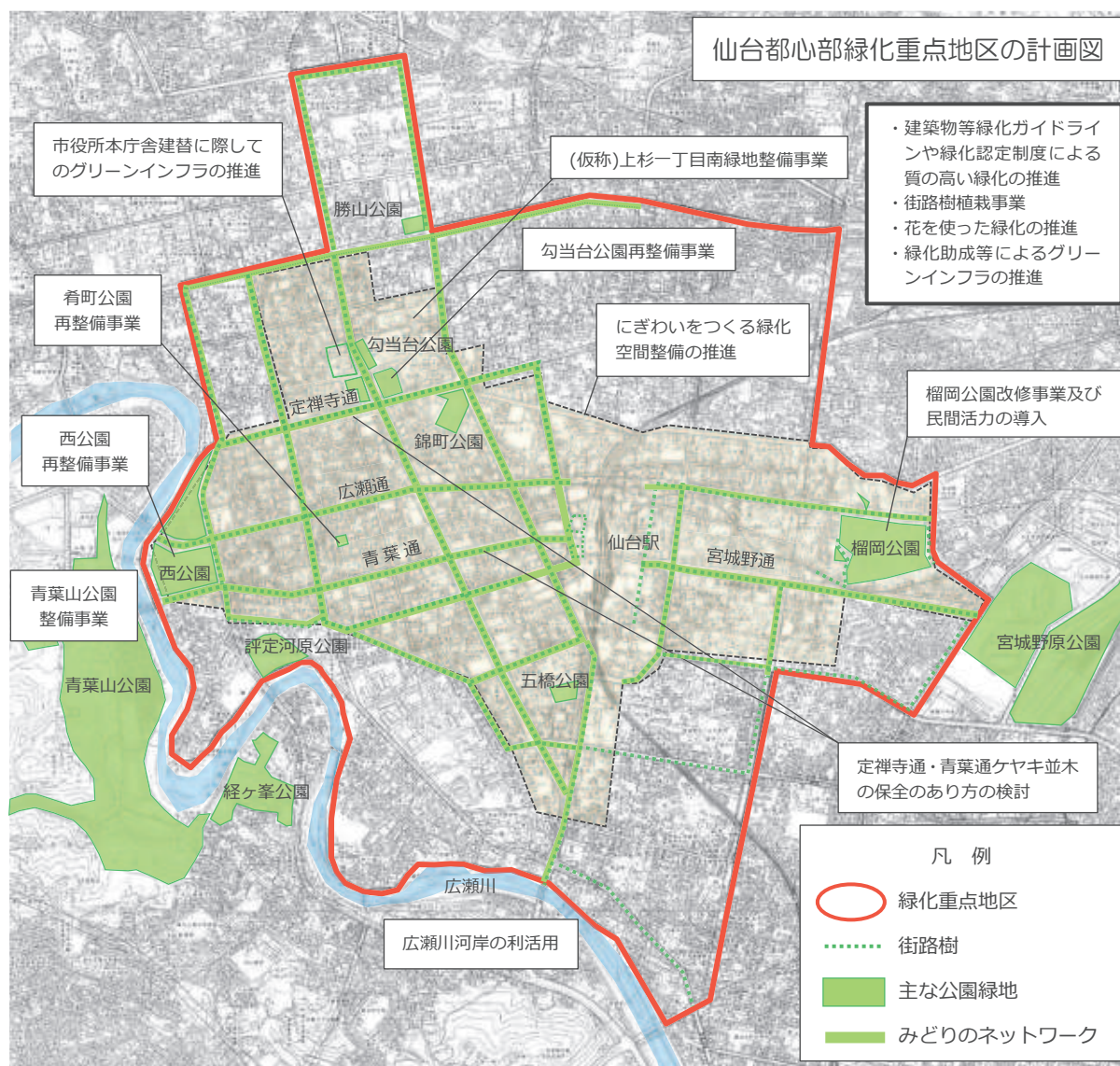
i) 地区の特性

- ・本市の商業、業務、行政の中心となっている地区であり、青葉通、広瀬通、定禅寺通、宮城野通、広瀬川、西公園、勾当台公園、榴岡公園など、仙台を代表するみどりが分布しています。地区内の緑被率は14.2%（令和元年(2019年)度）であり、街路樹の生育や敷地内の緑化などにより、平成21年(2009年)度と比較して2.5ポイント向上しています。
- ・都心部の「みどりの回廊」の主要な10路線について、人の目線で見える緑の量として緑視率を計測していますが、緑視率の平均は32.3%（令和2年(2020年)度調査）となっており、平成20年(2008年)度より比較して5.5ポイント向上しています。

ii) 緑化計画の方針

みどりによる「杜の都・仙台」のシンボルエリア形成

- ・みどりのネットワークを形成する主要路線を中心に、適切な管理・整備による街路樹の充実を図るとともに、沿道の民有地での中・高木による^{せつどうぶりよつか}接道部緑化を推進することで、みどりの軸を充実させます。
- ・みどりの拠点となる公園の再整備を行い、安全で安心な憩いの空間としての活用や、飲食の提供やイベントの開催などにより、にぎわいを創出する空間としての活用を進めます。
- ・市役所本庁舎の建替えに際しては、グリーンインフラの推進等により豊かで機能的な緑化空間を検討します。
- ・公平な公園サービスの提供や、防災の観点から、公園空白地の解消に向けた取り組みを進めます。
- ・都市再生特別地区や総合設計制度等において、みどりの多機能性を生かした質の高い緑化を誘導します。また、市民緑地認定制度等の活用により、市民が憩うことのできる新たなみどりのオープンスペースの創出を図ります。
- ・広瀬川の清流を守る条例に基づき、市街地を流れる広瀬川の河川環境の保全を図るとともに、市民が水と親しめる環境づくりを推進します。



2) あすと長町緑化重点地区【約82ha】（平成20年(2008年)3月指定）

この地区は、仙台都市圏南部の広域拠点の形成を目指した土地区画整理事業による都市基盤整備が完了し、商業施設やスポーツ施設、集合住宅の建設が進んでいる地区です。「地区計画」と連携して、みどり豊かで魅力ある街並みの形成を目指した緑化を推進します。

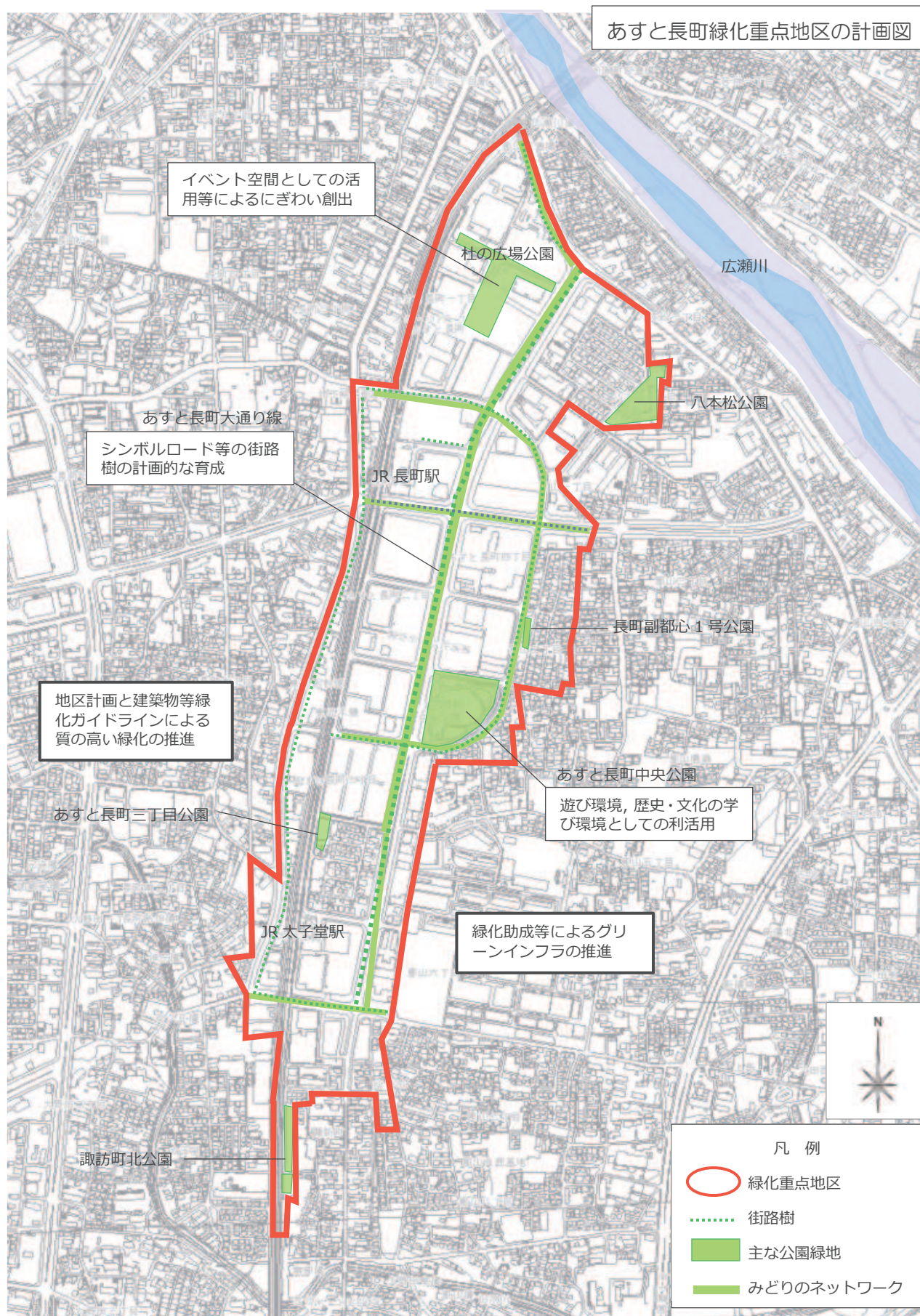
i) 地区の特性

- ・都市基盤整備が完了し、市立病院や大型商業施設により都市機能の集積が進み、地区内の緑被率は、平成21年(2009年)度と比較して6.4ポイント向上し、9.8%（令和元年(2019年)度）となっており、着実に緑化が進んでいます。
- ・商業、近隣商業地域、一部の工業地域については、地区計画等緑化率条例により、敷地内の緑化率の最低限度を定めた地区もあり、緑化の推進に対する意識が高い地区です。

ii) 緑化計画の方針

人の集いと回遊を促すみどりによるにぎわう広域拠点づくり

- ・みどりの拠点となるあすと長町中央公園や杜の広場公園などを憩いの場やイベント空間として活用し、にぎわいを創出します。
- ・地区のシンボルロードである「あすと長町大通り線」を中心に街路樹を育成し、みどりのネットワークを形成します。
- ・民有地においては、地区計画等緑化率条例による10%の緑化率の確保や接道部の緑化を図るとともに、建築物等緑化ガイドラインによる質の高い緑化の推奨をすることで、質・量ともに優れた緑化を推進します。



3) 卸町緑化重点地区【約143ha】（平成27年(2015年)12月指定）

この地区は地下鉄東西線の開業を契機に多様な都市機能が複合した新たなまちづくりが進められており、地区で定めたみんなでつくるまちづくりルール（地区計画）等と連携して、緑化を推進します。

i) 地区の特性

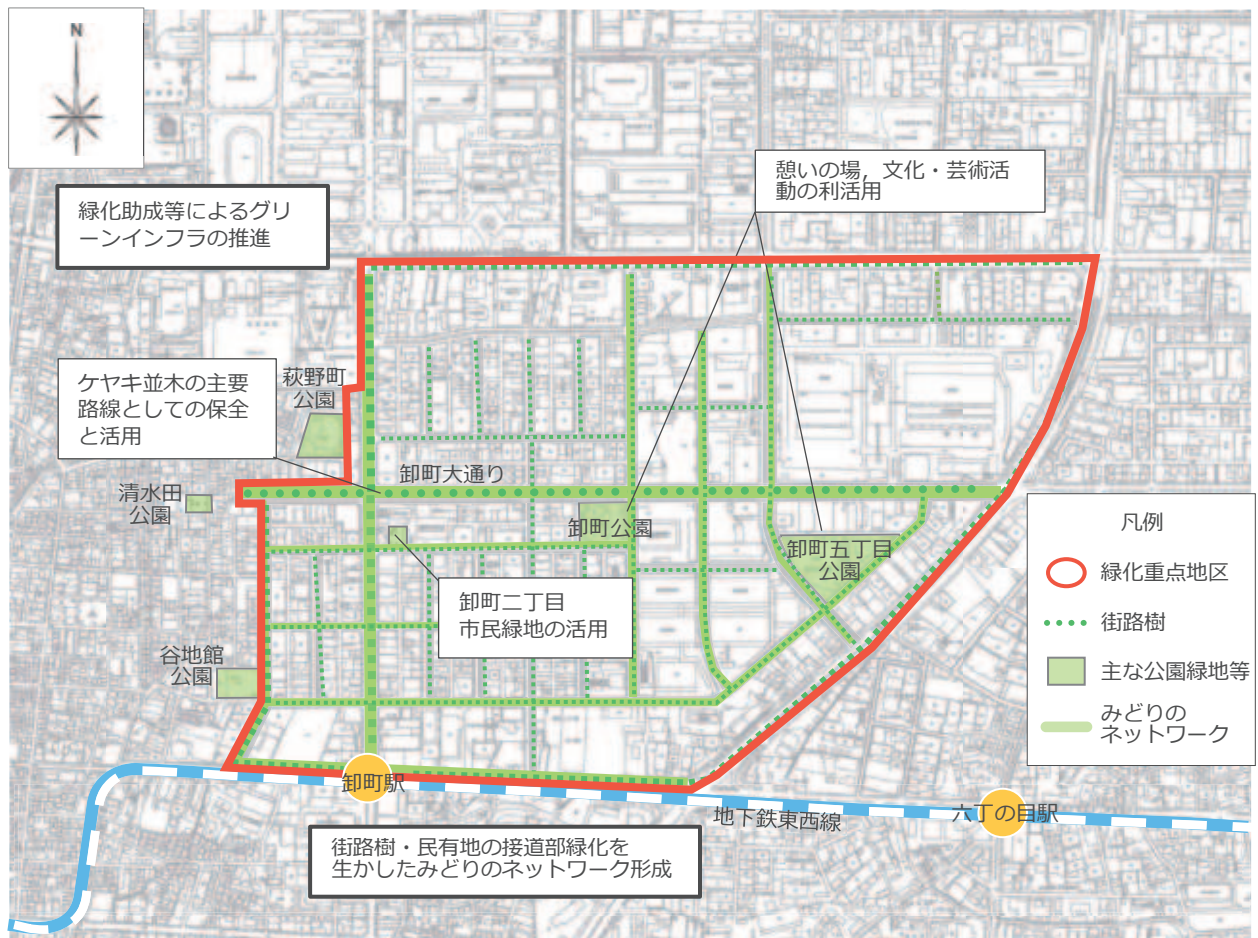
- ・卸町大通りや東の杜大通りのケヤキ並木をはじめとして地区内には多くの街路樹があり、緑被率は11.5%（令和元年(2019年)度）となっており、平成26年(2014年)度調査より、0.2ポイント向上しています。
- ・本市で初めて市民緑地契約を締結した卸町二丁目緑地があり、また地区計画を定めケヤキ並木を生かした潤いのある魅力的な景観形成に取り組むなど、市民自らの手によるみどりのまちづくりへの意識が高い地区です。

ii) 緑化計画の方針

卸・住・文化・芸術を彩るみどりあふれる卸町地区

- ・ケヤキ並木の保全を図るとともに、シンボル路線として適切な維持管理をします。
- ・卸町大通りや東の杜大通りを主軸として、卸町駅から公園や緑地をつなぐみどりのネットワークを形成し、民有地の^{せつどうぶりよつか}接道部緑化によりこれを補完することで、地区全体ににぎわいと彩りのあるみどりを創出します。
- ・卸町公園や卸町五丁目公園などについて、地区の憩いの場や地域活動、また文化・芸術活動など、多様な生活や活動の場として活用します。
- ・卸町二丁目市民緑地を地区の財産として次世代に継承すると共に、地区のイベントや文化・芸術活動の場として活用します。

卸町緑化重点地区の計画図



4) 泉中央緑化重点地区【約146ha】（令和2年(2020年)3月指定）

この地区は、仙台都市圏北部の広域拠点となる地区であり、商業・業務施設により都市機能が集積しています。今後、地区内の低未利用地等への新たな都市機能の集積が見込まれることや、土地区画整理事業の開始から40年が経過し、建物の更新時期に入ってくることから、更なるなるにぎわい創出を図るとともに、回遊性あるまちづくりを進めるため、地域特性に応じた魅力あるみどりの創出をします。

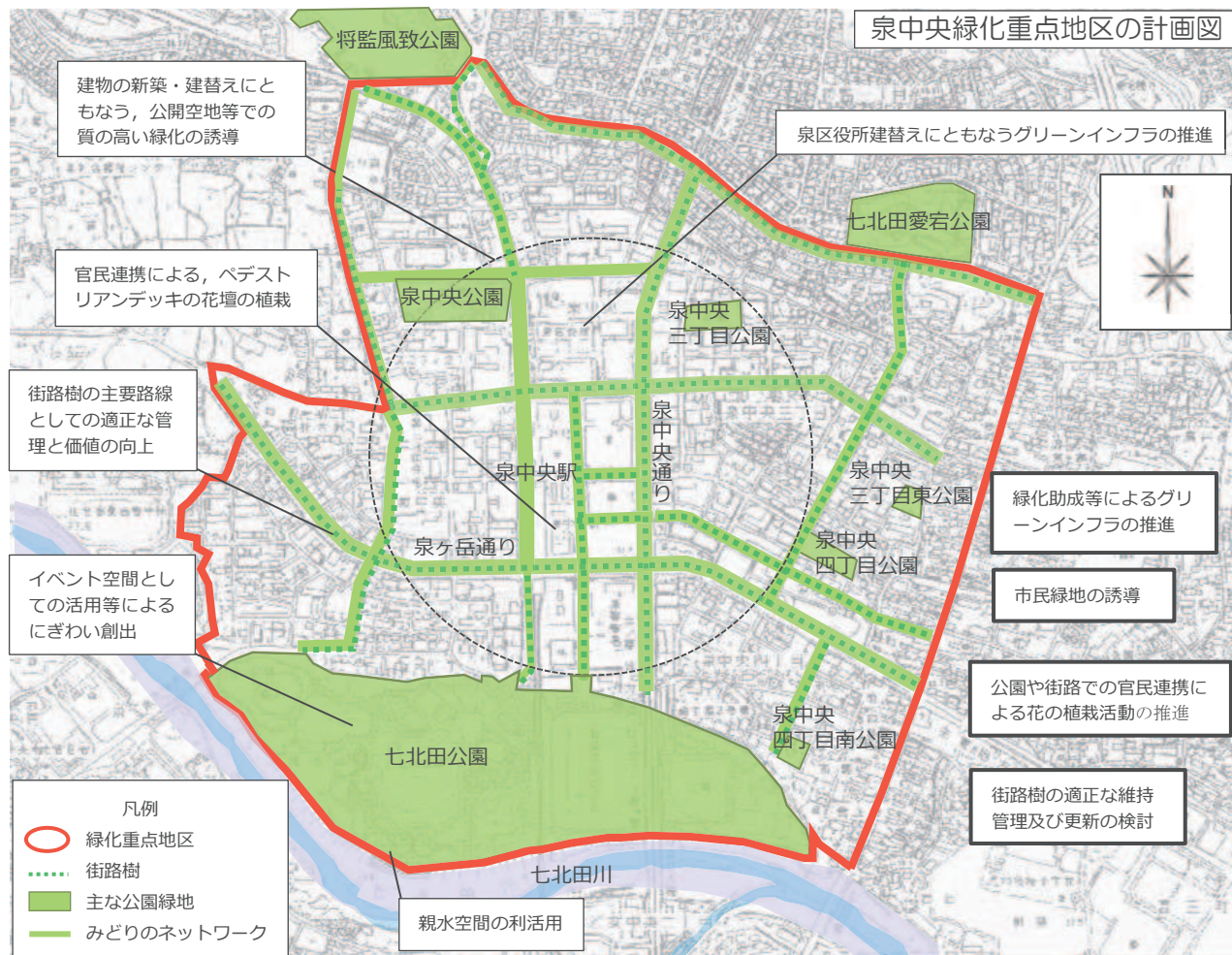
i) 地区の特性

- ・本地区は広域拠点として今後も都市機能の集積が進む地区ですが、まとまったみどりとしては七北田公園や泉中央公園、泉区役所があり、地区内の緑被率は13.4%（令和元年(2019年)度）となっています（七北田公園を除く）。
- ・泉中央駅ペDESTリアンデッキを中心とした花壇整備により駅周辺に彩りを与えているほか、地区内及び地区周辺において様々な主体による花の植栽活動が盛んであり、緑化の推進に対する意識が高い地区です。
- ・地区の南部には七北田川沿いに七北田公園が整備されており、仙台スタジアムや広大な芝生広場、大型遊具などのレクリエーション施設が設けられ、多くの市民に利用されています。また地区の北部には地域住民に親しまれる将監風致公園と七北田愛宕公園が隣接し、地区の周辺は豊かな自然環境に恵まれています。

ii) 緑化計画の方針

豊かなみどり資源を生かした、地域の交流を深めるみどりのしかけづくり

- ・街路樹や公園などのみどりを適切に維持管理するとともに、必要に応じて街路樹の更新を図ることで市街地と七北田川とを結ぶ緑と水のネットワーク形成を図ります。
- ・緑と水のネットワークを拡充するみどりの拠点として、総合設計制度や市民緑地認定制度等を活用した、民有地での新たなみどりのオープンスペースの創出を推進します。
- ・建築物の緑化や、泉区役所をはじめとした建築物の建替えに合わせた透水性舗装や雨庭^{あめにわ}の設置等によりグリーンインフラを推進し、快適な都市環境の形成を図ります。
- ・駅前空間を中心として、官民連携による花壇整備を進めるほか、接道部の緑化を推進することで、歩いて楽しい歩行空間の形成を目指します。



(2) 市街地等における建築物等の緑化の推進

建築物等の緑化については、杜の都の環境をつくる条例に基づく緑化計画制度による緑化面積の確保に加え、今後は緑化の質に着目し、以下の方法により、「質の高い緑化」を推進します。

① 建築物等緑化ガイドラインによる推奨

建築物等緑化ガイドラインを策定し、緑化の具体的な手法等を示すことで、緑化計画制度の運用に際して質の高い緑化を推奨します。

② 緑化計画制度の見直しの検討

緑化計画制度において、緑化の質に関する基準の策定や緑化面積算定方法等の見直しを検討します。

③ 質の高い緑化の具体化と優良緑化の顕彰

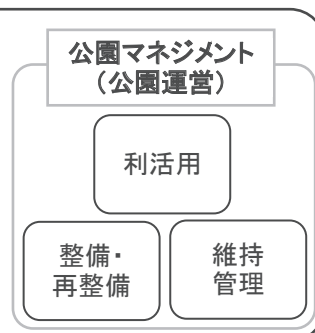
緑化の質を点数化する評価基準や、優良緑化を評価する認定制度を運用します。

3 都市公園に関すること

(1) 「公園マネジメント」の推進

<公園マネジメントの定義>

公園を都市経営の重要な資源の一つとして捉え、長期的観点に立った計画的な整備・管理を行うことで、その価値を維持向上させるとともに、公園が持つ多様な機能をより有効に活用することで、都市の魅力を向上させる公園運営活動を推進する



<公園マネジメントの目的>

- ・公園の有効活用により、都市の魅力を向上させること
- ・公園の適切な整備・管理により、公園の価値を維持向上させること

公園マネジメントを推進するため、基本的な考え方を次のとおり設定し、具体的な取組みを展開していきます。

<考え方1> 都市のにぎわい創出～仙台ブランドを発信するにぎわいのある公園づくり～

（主な対象公園：中心部や地下鉄沿線の公園、総合公園・広域公園等）

- ・まちの中心部や地下鉄沿線において、多様なイベント開催や公園資源の活用等により、仙台文化の発信やまちのにぎわいを創出する公園づくりを行います。
- ・仙台の歴史や文化及び青葉山や広瀬川などの自然を生かし、観光拠点ともなる公園づくりを行います。
- ・多様な主体との連携を進め、新たな価値を創造する公園運営管理を行います。

<考え方2> 地域コミュニティの醸成～地域の交流を育むみんなの公園づくり～

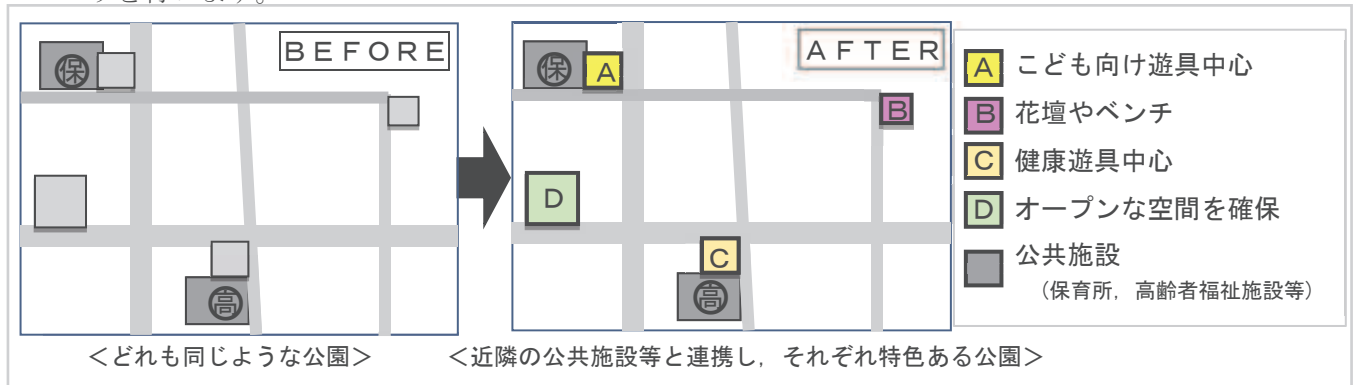
（主な対象公園：街区公園、近隣公園、地区公園、河川公園等）

- ・子育て世代、高齢者、若者などの多様な市民ニーズを捉え、身近な公園となる街区公園においては、地域の顔となるような、特色を生かした公園づくり※を行います。
- ・規模の大きな公園においては、機能を集積し、多様な利用ができる公園づくりを行います。
- ・多様な主体との連携を図り、地域ごとの柔軟な公園運営管理を行います。

※地域の特色ある公園づくりのイメージ

公園施設の老朽化対策とともに、周辺住民の人口構成の変化や地域ニーズ等に応じ、小規模な公園では複数の公園で機能を分担するなど、それぞれに特色のある公園づくりを行います（183 ページ「複数の街区公園で機能分担を行う際の基本的な考え方」参照）。

また、公園に近接する保育所や高齢者福祉施設等の社会福祉施設とも連携した公園づくりを行います。



図－３５：機能分担による整備のイメージ図

複数の街区公園で機能分担を行う際の基本的な考え方

再整備にあたり、複数の公園で機能分担を行う際には、次の考え方に基づいて行います。

○街区公園に求められる機能

街区公園は市民に最も身近な公園であり、防災・環境保全・景観形成・休養・遊び・地域コミュニティ形成等の様々な機能が求められます。しかしながら、街区公園の面積により確保できる機能が異なることから、複数の街区公園で機能分担を検討するにあたり、便宜的に面積区分を行い、区分毎の主な機能を設定します。

表－１０：街区公園が有する機能と広さの目安

街区公園が有する機能と広さの目安			
機 能 種 類	防災・環境・景観・ 休養機能等	子育て・健康づくり・ コミュニティ形成・地域の防 災拠点機能等	運動・にぎわい 創出機能等
標準的な街区公園 概ね 2,500 ㎡以上	○	○	○
中規模の街区公園 概ね 1,000 ㎡～ 2,500 ㎡	○	○	—
小規模の街区公園 概ね 1,000 ㎡未満	○	△ ※一部の機能を確保	—

○検討の対象地域

- ・小学校区を検討の単位とします。
- ・小学校区内に老朽化により面的な整備が必要となる公園が複数存在し、互いに誘致圏が重なって存在する場合に、機能分担を検討することとします。

○機能分担の考え方

- ・対象地域の小学校区内に事業区域を設定し、事業区域内に標準的な街区公園や中規模の街区公園が存在する場合は、それらの公園で必要な機能を確保した上で、その他の小規模の公園において機能特化を検討します。
- ・対象地域の小学校区内に事業区域を設定し、事業区域内に小規模の公園のみが存在する場合は、狭小な公園間で機能分担し、各公園において機能特化を検討します。

○事業の進め方

- ・今後、対象地域を選定し、機能分担に係る事業計画を策定した上で、順次再整備を進めることとします。
- ・事業実施に当たっては、公園の現況調査や地域住民の意向を踏まえ、公園の機能分担の方針を決定した上で、具体的な設計を行い、工事を実施します。
- ・整備完了後には、機能分担による再整備効果を測定・評価し、随時事業手法の見直しを行います。

(主な対象公園：風致公園，都市緑地等)

- ・都市部の緑地のネットワークや地域生態系に配慮した緑地管理を行い，生物多様性の保全に努めます。
- ・緑地が市街地に隣接するという立地特性を生かし，自然を学び・遊ぶ公園づくりを行います。
- ・市民活動団体や民間事業者など，様々な団体との連携を強化し，多くの市民が参加できる緑地の保全と利活用を進めます。

(対象公園：全公園)

- ・公園施設について、紫外線による劣化等への耐久性の高い資材を使用するとともに、予防0.10 保全等の観点を踏まえた総合改修計画に基づく施設マネジメントを行うことにより、持続可能な公園経営に取り組めます。
- ・公平な公園サービスの提供や、防災の観点から、公園空白地の解消に向けた取り組みを進めます。
- ・誰もが安心して公園が利用できるよう、公園施設のバリアフリー化や、ユニバーサルデザイン等の導入を進めます。
- ・公園緑地の整備を通じ、みどりの有する多様な機能を引き出し、効果的・効率的にグリーンインフラを推進することにより、付加価値の高い公園づくりを進めます。
- ・市民、市民活動団体、民間事業者など、みんなが公園づくりに関わる機会を創出し、みんなが愛着を持てる公園づくりを行います。



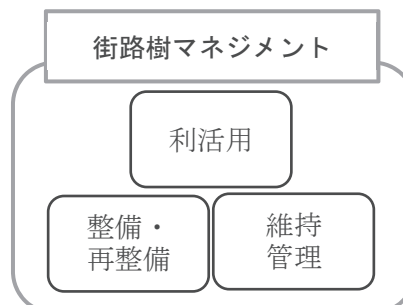
4 街路樹に関すること

(1) 「街路樹マネジメント」の推進

＜街路樹マネジメントの定義＞

街路樹の適正な整備・維持管理により、その価値を向上させるとともに街路樹が持つ多様な機能を有効活用することで、都市の魅力を向上させる活動。

市民、市民活動団体、事業者、行政が一体となり、街路樹の適正な維持管理を行いながら、街路樹が持つ多様な機能を有効に活用することで、市民が街路樹に愛着を深め、本市に住んでいることを誇りと思えるように、また、来訪者にとっては何度でも訪れたいくなるような都市であるよう、街路樹による「杜の都」の魅力の向上を推進します。



＜考え方1＞都市資源としての積極的な活用

街路樹を都市資源として積極的に活用することにより、街路樹が持つ多機能性を発揮させることで、都市空間の質の向上やにぎわいの創出を図るとともに、みどり美しい杜の都の街路樹の魅力を内外に発信します。

＜考え方2＞適正な街路樹管理の推進

根上がりによる舗装等の道路施設の破損や根の侵入、落葉の堆積による下水道管等の排水施設の詰まり、基準不適合箇所の解消を図る安全対策を進めるとともに、これらの予防に資する新技術の導入やこれまで蓄積されたデータの活用等により、財政制約に対応した質・量ともに適正な街路樹管理を行います。

また、適正な街路樹管理及び都市資源として積極的な利活用を図るために、都心部や住宅地等の地域特性や土壌や道路空間等の植栽環境に応じた街路樹整備（再整備）を推進します。

（『街路樹管理による道路空間の安全確保』における更新・撤去の検討項目と再整備（整備）等の留意事項」は186ページ参照）

（『街路樹管理計画』における路線ごとの管理目標の考え方」は187ページ参照）

＜考え方3＞街路樹管理体制の充実

管理業務の委託方法の見直しの検討や剪定技術の向上・継承、様々なパートナーとの連携等、街路樹管理における体制や仕組み等の改善を図ることで、街路樹の質を向上させます。

「街路樹管理による道路空間の安全確保」における
更新・撤去の検討項目と再整備(整備)等の留意事項

ア. 更新・撤去の検討項目

路線ごとの管理状態を踏まえ、以下に該当する場合、更新・撤去等の改修方法を検討します。対象路線の選定及びその路線での改修方法の決定に際しては、地域との調整を十分に図り、優先順位をつけながら進めていきます。

＜更新を検討する主な項目＞

- ①樹木が大径木化し、植栽空間(生育空間)が明らかに狭く、また、歩行空間が確保できない場合
- ②著しい根上がりが発生している場合
- ③樹木の樹勢不良や枯損木、不健全木(樹木医の専門診断による)が相当数ある場合、もしくは今後発生すると予想される場合 等

＜撤去を検討する主な項目＞

- ①基準に適合しない場合
 - a.交差点、横断歩道、自転車横断帯、乗入れ施設などの付近で見通しを妨げている場合
 - b.住宅地などで幅員 3.0m未満の歩道に植栽されている場合
 - c.植栽間隔が狭く、間引きをしても周囲の緑量や景観に大きな影響がない場合
- ②信号、街路灯、電柱、道路標識、監視カメラ等に近接し過ぎている場合
- ③歩道上に複数列植栽がなされ、沿道にある公園や樹林地と生育空間が競合し、撤去しても、緑量や景観に大きな影響がない場合 等

※対象樹木は低木、中木、高木とする。また、a,bは「仙台市歩道等設計基準」、cは「仙台市街路樹マニュアル」に拠る。

イ. 再整備(更新・補植)、整備(新植)の留意事項

再整備あるいは整備について、従来のような緑量の確保に偏重した方法を採用すると、将来樹木が成長した際に、再び、現在生じている問題を引き起こしてしまう可能性があります。今後は、道路空間や地域特性などに応じた樹種の選定や、新しい技術や材料の導入などにより樹木の生育に適した植栽環境(伸長する根に対応した防根シートや特殊な基盤、大きさに余裕がある植樹^{じゅかん}柵、樹冠を拡大させることができる空間など)を整備することで、樹木の良好な成長を促し道路空間の安全を確保するとともに、質の向上を図ることが重要です。

「街路樹管理計画」における 路線ごとの管理目標の考え方

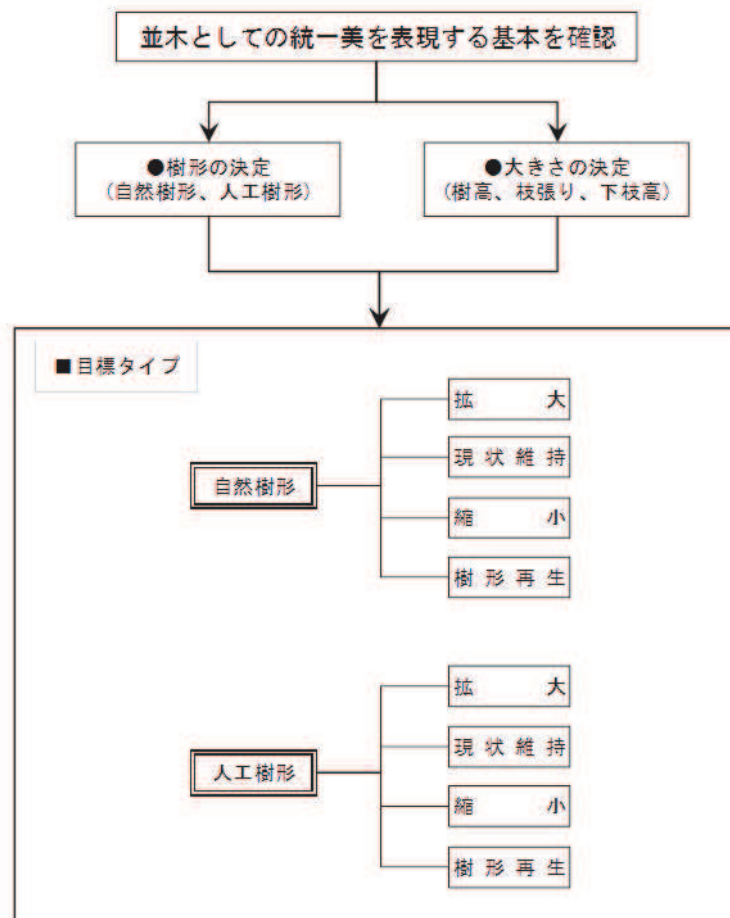
1. 管理目標タイプの設定※1

並木としての統一美を表現することを基本とし、街路樹の「樹形」と「大きさ」の管理の目標タイプを設定します。

「樹形」では、樹種ごとの特性を考慮した上で、自然樹形で維持するか、人工樹形として管理していくのか決定します。また、管理適正の評価により、現況樹形が大きく乱れている場合は、樹形再生も検討します。

「大きさ」では、空間適正の評価結果をもとに、空間に余裕がある場合は拡大、既に空間に適正な大きさになっている場合は現状維持、空間に対して大きくなりすぎている場合は縮小とし、目標樹形の具体的な樹高、枝張り、下枝高を決定します。

なお、同一路線内で大きく成長している個体や若木が補植されてまだ小さい個体等大きさがそれぞれ異なっているのが混在している場合は、目標として定めた大きさに、個々の大きさを照らし合わせ、個体ごとに「拡大」、「現状維持」、「縮小」、「樹形再生」のタイプを設定します。



図－３７：目標像タイプの設定

表－１１：目標タイプ別剪定方針

目標タイプ		剪定方針及び留意点
自然樹形	拡大タイプ	・ 自然樹形を維持しながら樹形を拡大し、ボリュームアップを図る。 ・ 「枝抜き剪定」を基本に、徒長枝、からみ枝、さかさ枝、平行枝、立枝等切除すべき枝を中心に間引く。 ・ 将来樹形(最終目標)を考慮しながら、早い段階で樹形づくりをはじめることが重要である。それによって、大きくなってから強剪定によって樹形を乱すことを回避する。この場合は、「切り返し剪定」を基本とする。
	現状維持タイプ	・ 自然樹形で大きさを現状維持していく。 ・ 「切り返し剪定」を基本に、自然樹形の柔らかさを維持する。 ・ 適切な切り返し剪定が行われないと自然樹形を維持できないので、切り詰め剪定にならないよう留意する必要がある。
	縮小タイプ	・ 自然樹形を維持しながらコンパクトに縮小する。(自然相似形) ・ 「切り返し剪定」と「枝おろし剪定」を基本に、樹形を縮小しながら自然樹形を維持する。 ・ 太枝を剪定する手法をとることになるため、切り口からの腐れの侵入を回避する措置が必要である。(防腐剤の塗布等)
	樹形再生タイプ	・ 現状の乱れた樹形を自然樹形に再生する。 ・ 「切り返し剪定」や「切り詰め剪定」等を組み合わせて、将来の樹形再生過程を考慮しながら比較的大きな剪定を行う。(大きな切り口には防腐剤塗布を要す。) ・ 乱れた樹形を強剪定によって再生し自然樹形を取り戻すために、3～5ヶ年程度の管理計画を作成し、計画的に管理を実施する必要がある。 ・ 瘤取り作業を含む場合は、このタイプを適用する。
人工樹形	拡大タイプ	・ 「切り詰め剪定」を基本に、人工樹形に管理しながら樹形を拡大し、ボリュームアップを図る。 ・ 樹形づくりの際に、枝葉を伐りすぎて樹形を縮小しすぎないように留意する。
	現状維持タイプ	・ 「切り詰め剪定」を基本に、樹形を現状維持でコントロールする。 ・ 現状維持の剪定を続けていくため、剪定による瘤を生じやすいので、その回避が必要である。
	縮小タイプ	・ 「切り詰め剪定」を基本に、人工樹形でコンパクトに縮小する。(大きな切り口には防腐剤塗布を要す。) ・ 切り口から翌年小枝が多く発生するので、それを整理する管理を予足しておく必要がある。
	樹形再生タイプ	・ 「切り詰め剪定」を基本に、人工樹形で樹形を再生させる。 ・ 3～5ヶ年程度の管理計画を作成し、計画的に管理を実施する必要がある。 ・ その他は同上。 ・ 瘤取り作業を含む場合は、このタイプを適用。

(1)管理適正の評価

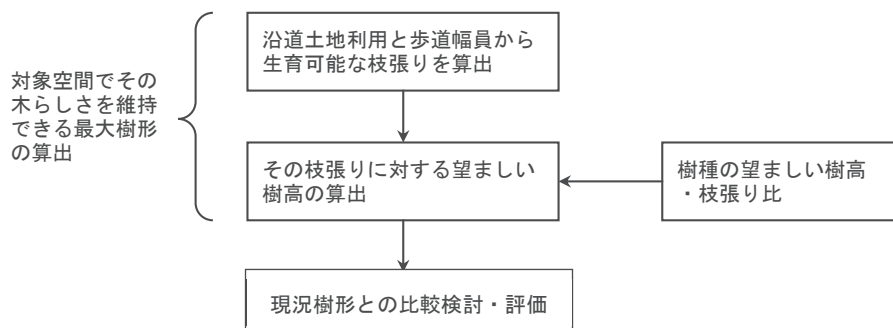
管理適正の評価は、「並木の管理」と「樹木の管理」の2つの視点で行います。並木の管理では、樹形の同形・同大、枝葉密度の同ボリューム等により、統一美の表現を評価します。樹木の管理では、樹冠^{じゅかん}のバランスと形態美、剪定手法の状況について評価します。また、樹種によって、望ましい剪定手法で管理されているかについても評価します。

表－１２：管理適性の評価の視点と具体評価項目

評価の視点		評価の具体項目
並木の管理	統一性が表現されているか	樹形が統一されているか(同形か)
		樹高、枝張り、枝下高が統一されているか(同大か)
		枝葉密度のボリュームは統一されているか
樹木の管理	樹冠 ^{じゅかん} のバランスがよく、美性(形態美)が表現されているか	樹種の持つ個性(特徴、らしさ)が発揮されているか
		樹種の持つ個性に応じた剪定手法が取られているか
	剪定の基本が守られているか	瘤がないか
		切り残さずに切り返されているか
		頂部優性が意識されているか

(2)空間適正の評価

空間適正の評価は、環境条件(主に空間条件)と現在の樹木の形状からその木らしさが感じられる樹形を考慮しながら街路樹の納まり具合をみることになります。具体的には、対象空間において、対象樹種がその木らしい樹形(望ましい樹高と枝張りのバランス)を維持できる最大の大きさと現在の大きさを比較検討します。



図－３８：空間適正の評価

①沿道土地利用に合わせた生育可能な枝張り値

沿道土地利用の違いによって、クリアランス(樹冠^{じゅかん}と沿道建築物との間隔)に対する要望は異なるため、沿道土地利用毎にクリアランスを定め、下図を参考に生育が可能な枝張りを算出します。

1)枝張り 沿道土地利用と歩道幅員からの生育可能な枝張りの算出

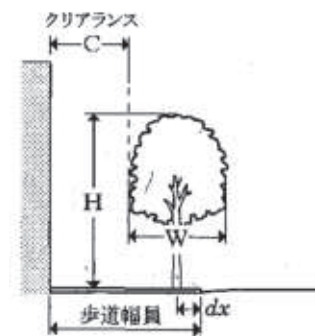
算出式: 枝張り(W)=(歩道幅員-dx-C)×2

dx:路肩から幹中心までの距離

C:クリアランス(樹冠^{じゅかん}と道路境界(沿道建築物)との間隔)(表-13:沿道土地利用とクリアランスの関係)参照)

表-13:沿道土地利用とクリアランスの関係

沿道土地利用分類	クリアランス
オープンスペース, 公共施設	C=0m
ビル街	C=0.5m
商店街	C=1.5m
住宅街	C=0.5m
その他(工場等)	C=0m



2)樹高 生育可能な枝張りに対する望ましい樹高の算出

算出式: 樹高(H)=枝張り(W)÷枝張り比(表-14:「樹形タイプ別の望ましい樹高・枝張り比」参照)

②生育可能な枝張りに対する望ましい樹高(最大樹高)

樹種によって樹形はそれぞれ異なりますが、樹形タイプ毎の標準的な樹形における枝張り^{しやうり}と樹高の比率から設定された、目安となる望ましい樹高・枝張り比を参考にして、当該路線における生育可能な最大樹高を算出します。

③補正

信号、街路灯、電柱、道路標識、監視カメラ、架空線等の有無や地域要望等の特性を考慮し、1), 2)で算出された大きさを適宜補正します。

表－１４：樹形タイプ別の望ましい樹高・枝張り比

樹形タイプ 区分	「東京都街路樹マスタープラン 検討委員会報告書」(東京都 建設局)…(a)	「道路緑化計画・植栽施 工・管理技術指針」(建設 省九州地方建設局)…(b)	(a),(b)を元に望ましいと考 えられる樹高・枝張り比(目 安)
円錐型	・イチヨウ 0.3 ・メタセコイア 0.3	0.2	0.3～0.4
卵円型	・プラタナス 0.5 ・ユリノキ 0.6 ・カツラ 0.4 ・アオギリ 0.7 ・クロガネモチ 0.5 ・シラカシ 0.5 ・コブシ 0.5 ・シンジュ 0.3 ・トウカエデ 0.5 ・モミジバフウ 0.5 ・ハクウンボク 0.6 ・ハナミズキ 0.6 ・ヒメシャラ 0.7 ・ヤマモモ 0.7	0.4	0.4～0.7
球型	・クスノキ 0.6 ・アキニレ 0.5 ・エンジュ 0.5 ・マテバシイ 0.7	0.5	0.5～0.7
盃型	・ケヤキ 0.7 ・トチノキ 0.5 ・ヤマボウシ 0.6 ・ソメイヨシノ 1.0	0.6	0.5～0.7 1.0(ソメイヨシノ)
枝垂れ型	・シダレヤナギ 0.7		0.7

※¹出典：「大型街路樹の維持管理手法に関する共同研究報告書(平成11年)」
文章について一部加筆

2. シンボル路線の設定

各区中心部などで良好な景観を形成し、地域住民から親しみを持たれているような街路樹がある路線について、「シンボル路線」と位置付け、計画的な更新の実施や樹木剪定の頻度にメリハリをつけて維持管理の質を向上させ、景観の更なる向上や良好な道路空間の創出により利活用の促進などを図ることで、街路樹を通じて地域の魅力向上に取り組めます。



写真協力：(公財)仙台市公園緑地協会（左上, 左下, 右下）

第4章 計画の進行管理

1 推進体制

(1) 市民、市民活動団体、事業者、行政の取組みの基本的な考え方

本計画の推進にあたっては、市民、市民活動団体、事業者、行政が目標を共有化し、それぞれが所有者、利用者、管理者としての役割を担い、連携し、持続的に取組んでいく必要があります。

みどりのまちづくりに関わる各主体の基本的な取組みは次のとおりです。

○ 市民

みどりとのふれあいや活動、維持管理への積極的な参加、自主的な学習。

土地の所有者は、緑地の保全や緑化。

○ 市民活動団体

積極的な維持管理活動、組織の活性化、みどりの情報発信・提供、普及啓発。

○ 事業者

みどりのまちづくりへの参画・協働、積極的なCSR活動。社屋の緑化。社内におけるみどりの普及啓発・技術開発・情報提供。

○ 行政

市民活動団体等の担い手への支援や育成、市民・市民活動団体・事業者のコーディネート。CSR活動との連携、顕彰、情報提供、普及啓発。先導的な取組み。持続可能な体制の構築、庁内連携の強化。



図－３９：各主体の役割分担の概念図

（２）第三者機関や市民による評価

本計画に掲げる施策や事業の実施状況や成果指標の達成状況について定期的に点検・評価を行い、杜の都の環境をつくる審議会に報告します。

また、それらの点検・評価結果についてはホームページなどでも公開し、広く市民と共有するとともに、定期的にみどりの市民意識調査を実施することにより、評価を行います。

（３）庁内連携の強化

本計画の掲げる理念を実現していくためには、百年の杜推進部をはじめ庁内の各局・区が率先して施策・事業に取り組んでいくとともに、庁内各局が連携し、共通の意識をもって施策展開を図っていく必要があります。そのため、新規に施策を実施する際など、適宜連絡調整会議を開催し、効率的で効果的な施策・事業展開を図ります。

（４）関係機関との連携

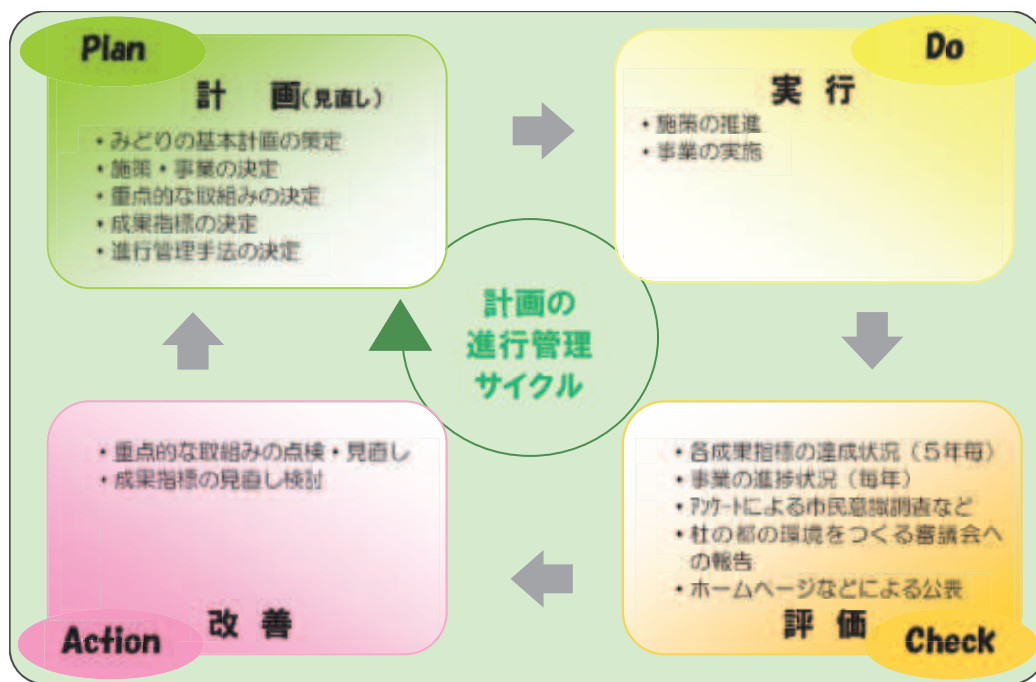
国有林や県有林、仙台港の港湾緑地や宮城野原公園などの公園緑地、名取川や広瀬川、七北田川など、国・県が管理するみどりは、本市においても貴重なみどりとなっています。また、国の施設や大学、駅などの公共空間も、みどり豊かな空間を形成する上で欠かせないものとなっています。そのため、奥山、里山、市街地、田園、海岸の各エリアにおいて、これら国・県、公益企業などの関係機関と十分に連携を図りながら、本計画を推進します。

また、（公財）仙台市公園緑地協会は、都市公園の管理運営やみどりの普及啓発において、重要な役割を担っています。本協会と連携し、市民ニーズに応じたソフト事業などを展開します。

2 進行管理

計画の推進にあたっては、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルに基づき、適切な進行管理を行います（図－35）。評価は、毎年度、事業の進捗を把握するとともに、中間年度（令和7年度）には、成果指標として設定する「計画全体の指標」（表－15）及び「5つの基本方針ごとの指標」（表－16）の達成状況の確認とみどりの市民意識調査や緑の分布調査、緑視率調査等を実施し、中間見直しを行います。なお、必要に応じて、本計画の策定に携わった「杜の都の環境をつくる審議会『仙台市みどりの基本計画』改定検討部会」委員をはじめとする同審議会委員にヒアリングを行うものとします。

計画期間は10年間（令和12年度まで）としていますが、社会情勢の変化などに対応して、施策・事業、目標・指標、重点的な取組み（百年の杜づくりプロジェクト）などを見直すこととします。



図－40：計画の進行管理サイクルの概念図

(1) 計画全体の指標

本計画を推進していく中で、全体の目標となる指標

表－１５：計画全体の指標

指標の概要		基準値(R1)	目標値(R12)
指標1※1	市域全域の緑被率 (「仙台市緑の分布調査」からの引用)	78.4%	維持・向上
指標2※1	都市計画区域内の 都市公園等※2の市民一人当たり面積	18.6 m ²	20 m ²
指標3	百年の杜づくりに対する市民満足度 (「施策目標に関する市民意識調査」からの引用)	69.5%	現在より向上
指標4	身近なみどりに対する市民満足度 (「みどりの市民意識調査」からの引用)	34.7%	40%

※１指標１，２の設定について

指標１，２は前計画では「みどりの量に関する目標」として設定されていたものです。自然が持つ多様な機能を活用していくためには、ストックの適正な維持管理によるみどりの質の向上に加えて、緑地の保全や公園空白地の解消、街路樹植栽や民有地緑化によるネットワークの維持・形成などにより、引き続きみどりの量の充足等にも取り組んでいく必要があります。前計画に引き続き、これらの指標を設定することでみどりの量の向上を図ります。

※２「都市公園等」で対象となるみどり

- ・都市公園
- ・都市公園を除く公共施設で次に掲げる施設

屋外運動場を有する運動施設、墓園、児童遊園、港湾緑地、文化財関係施設、生涯学習関係施設

①指標１について

５年に１度実施する「仙台市緑の分布調査」結果を使用します。

②指標２について

年度ごとにその前年度に公告あるいは供用が開始された都市公園及び対象となる公共施設の数量、人口動態（その年の４月１日時点の住民基本台帳の数値を参照する）を把握し、算出する。

③指標３について

毎年実施する「施策目標に関する市民意識調査」結果（百年の杜づくりを評価する（「評価する」＋「どちらかといえば評価する」の合計）市民の割合）を使用します。

④指標４について

５年に１度実施する「みどりの市民意識調査結果」結果（身近なみどりが量と質ともに十分であると感じている市民の割合）を使用します。

(2) 5つの基本方針ごとの指標

各方針において計画期間内に重点化する事業・取組みに対して、達成状況を確認するための指標

表－１６：５つの基本方針ごとの指標

指標の概要		基準値(R1)	目標値(R12)
方針1 (みどりと共生するまち)	公園緑地等における浸透施設整備により ①雨水流出抑制が図られた面積 ②確保される植栽地以外の雨水浸透能力	—	R12 年度までの 10年間で ①145,000 m ² 増 ②1,900 m ³ /h
	市街地の緑被率	29.9%※1	維持向上
	身近な生きもの(9種)の認識度	ツバメ 75.2% ほか	全ての種で 現在より向上
	自然共生サイトの数 (認定された自然共生サイトの数)	—	R12 年度までの 8年間で 15箇所※2
方針2 (みどりで選ばれるまち)	新たに民間活力を導入する公園施設数	—	R12 年度までの 10年間で 7箇所
	都心部のみどりの質の向上 (仙台都心部緑化重点地区における ①緑被率・②平均緑視率)	①14.2% ②31.0%※1	①14.3%以上 (面積換算で 約3ha 増) ②33%
方針3 (みどりを誇りとするまち)	街路樹の再生(高木の更新路線数)	—	R12 年度までの 10年間で 70路線実施
	仙台ならではのみどりを活用した(名木・古木めぐりなど)イベント開催件数	10回/年度	10回/年度 以上
方針4 (みどりとともに人が育つまち)	身近な公園の役割が「こどもを遊ばせる場所」と回答する市民の割合の増加 (みどりの市民意識調査)	62.6%	現在より向上
	コミュニティを育むみどりの市民活動団体の結成数	1,358 団体	1,460 団体
方針5 (みどりを大切に するまち)	公園施設改修件数	—	R12 年度までの 10年間で 延べ 4,100 公園
	ふるさとの杜再生プロジェクトのイベント参加者数	—	R12 年度までの 10年間で 延べ 5,000 人

※1 市街地の緑被率は令和 6 年度実績、平均緑視率は令和 2 年度実績

※2 自然共生サイトの制度が開始されたのが令和 5 年度であることから 8 年間とした。

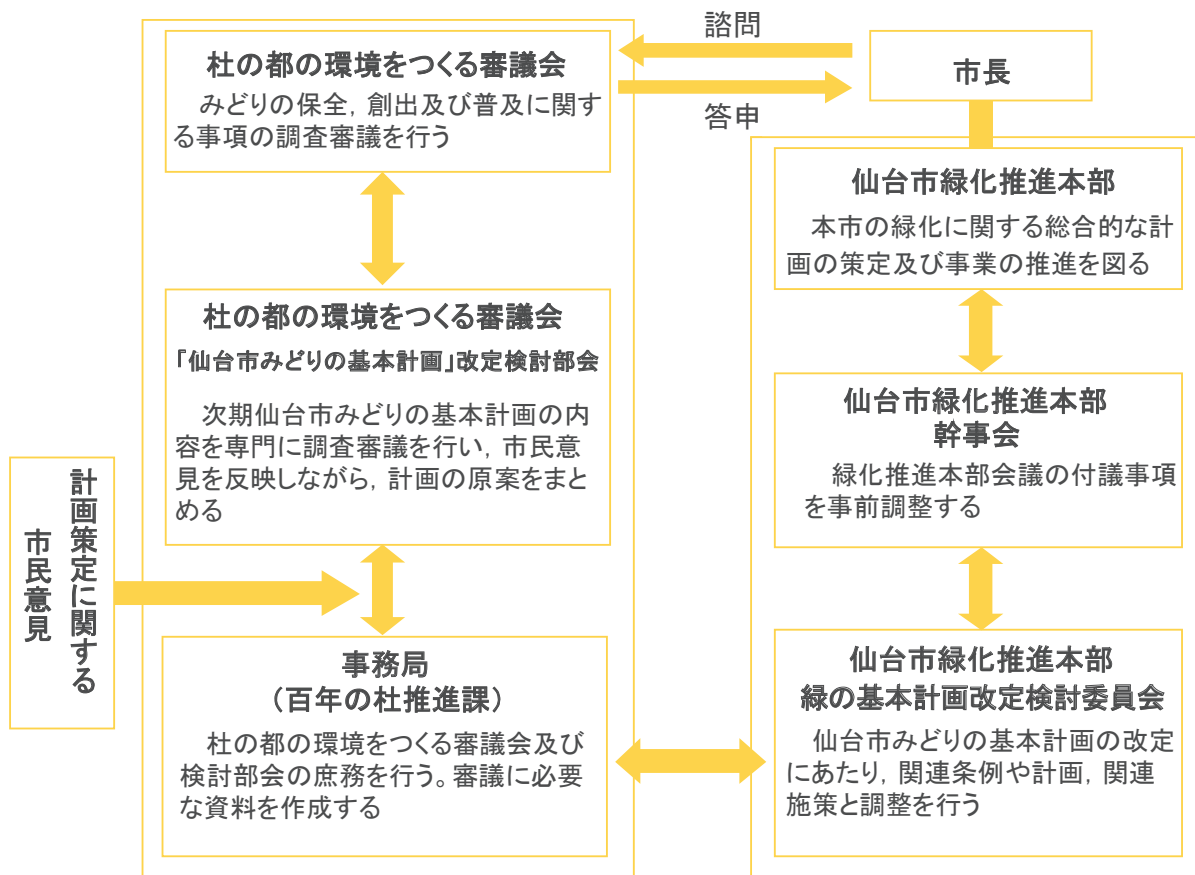
参考資料

1 計画策定に関する市民意見

対 象	調 査 概 要	方 法 と 期 間	意 見 等 の 内 容
市 民 等	[実施機関] 仙台市 [概要] みどりの市民意識調査	[実施方法] 郵送アンケート [実施期間] 令和元年9月5日 ～ 9月27日 [対象者数] 市民5,000名	・「杜の都」という言葉について ・これから先の仙台市のみどりのまちづ くりについて ・グリーンインフラについて など
	[実施機関] 仙台市 [概要] 仙台市居住経験者アン ケート	[実施方法] web アンケート [実施期間] 令和2年10月26日 ～10月27日 [対象者数] 市外居住者400名	・「杜の都」を代表するみどり ・仙台市にもっとあった方がいいと思う 身近なみどり など
	[実施機関] 仙台市 [概要] 計画中間案のパブリッ クコメント	[実施方法] 意見募集 [実施期間] 令和3年2月24日 ～3月24日 [件数] 22個人・8団体から88件	・計画中間案に関する意見
事 業 者	[実施機関] 仙台市 [概要] 企業アンケート	[実施方法] web アンケート [実施期間] 令和2年11月24日 ～11月30日 [対象者数] 企業208社	・仙台市で企業又は進出する際のみどりの 魅力について ・企業活動に対する仙台市のみどりの寄 与について など

2 計画策定の経過

■計画の策定体制



(1) 杜の都の環境をつくる審議会名簿

■第24期（令和元年10月 1日～令和3年9月30日）

氏 名	所 属 ・ 役 職 等
池邊 このみ	千葉大学 大学院 園芸学研究科 教授【環境造園デザイン学】
板橋 恵子	ラジオパーソナリティ【放送文化・防災】
内海 一富	一般社団法人 宮城県造園建設業協会 会長【造園】
遠藤 智栄	地域社会デザイン・ラボ 代表【まちづくり・人材育成・協働／市民参画】
小貫 勅子	東北大学 キャンパスデザイン室 特任講師【都市デザイン】
小嶋 秀是	宮城県樹木医会【樹木診断・造林学】
近藤 寛	(財)日本造園修景協会 理事【造園（ランドスケーププランニング・デザイン）】
佐藤 靖祥	仙台弁護士会【弁護士】
◎中静 透	国立研究開発法人森林研究・整備機構 理事長【植物生態学】
平塚 明	岩手県立大学 名誉教授【植物生態学】
※福岡 孝則	東京農業大学地域環境科学部造園科学科 准教授【ランドスケープデザイン】
○舟引 敏明	宮城大学 事業構想学群 教授【公園緑地・都市計画】
米倉 正子	特定非営利活動法人 冒険あそび場ーせんだい・みやぎネットワーク 事務局【教育】
渡邊 浩文	東北工業大学 学長【工学・建築学・環境工学】

◎会長，○副会長，※臨時委員

（敬称略・五十音順）

臨時委員の福岡委員は令和2年2月25日～令和3年5月17日まで

(2) 杜の都の環境をつくる審議会専門部会（「仙台市みどりの基本計画」改定検討部会）名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職 等
池邊 このみ	千葉大学 大学院 園芸学研究科 教授【環境造園デザイン学】
小貫 勅子	東北大学 キャンパスデザイン室 特任講師【都市デザイン】
近藤 寛	(財)日本造園修景協会 理事【造園（ランドスケーププランニング・デザイン）】
福岡 孝則	東京農業大学地域環境科学部造園科学科 准教授【ランドスケープデザイン】
◎舟引 敏明	宮城大学 事業構想学群 教授【公園緑地・都市計画】
渡邊 浩文	東北工業大学 学長【工学・建築学・環境工学】

◎部会長

（敬称略・五十音順）

福岡委員は令和2年3月3日に就任

(3) 杜の都の環境をつくる審議会及び専門部会開催経過

会 議 名	開 催 日 時	内 容
第 84 回 杜の都の環境をつくる審議会	令和元年 11 月 25 日	・ 諮問 ・ 「仙台市みどりの基本計画」改定の趣旨 ・ 改定スケジュール, 専門部会の設置
第 1 回 「仙台市みどりの基本計画」 改定検討部会	令和 2 年 1 月 23 日	・ 現「仙台市みどりの基本計画」の振り返り等
第 2 回 「仙台市みどりの基本計画」 改定検討部会	令和 2 年 3 月 6 日	・ 次期計画の方向性等 (案) ・ 都心部におけるグリーンインフラに係る施策・取組み (案)
第 85 回 杜の都の環境をつくる審議会	令和 2 年 3 月 25 日	・ 改定検討状況の報告
第 3 回 「仙台市みどりの基本計画」 改定検討部会	令和 2 年 7 月 13 日	・ 次期計画の骨子 (案) ・ 都心部以外におけるグリーンインフラに係る施策・取組み (案)
第 86 回 杜の都の環境をつくる審議会	令和 2 年 8 月 24 日	・ 改定検討状況の報告
第 4 回 「仙台市みどりの基本計画」 改定検討部会	令和 2 年 9 月 7 日	・ 次期計画の骨子 (修正案) ・ 次期計画の重点的な取組み (案)
第 5 回 「仙台市みどりの基本計画」 改定検討部会	令和 2 年 12 月 18 日	・ 次期計画中間案 (素案)
第 87 回 杜の都の環境をつくる審議会	令和 2 年 12 月 21 日	・ 次期計画中間案 (素案) の報告
第 6 回 「仙台市みどりの基本計画」 改定検討部会	令和 3 年 1 月 18 日	・ 次期計画中間案 (修正案)
第 88 回 杜の都の環境をつくる審議会	令和 3 年 1 月 28 日	・ 次期計画中間案
第 7 回 「仙台市みどりの基本計画」 改定検討部会	令和 3 年 4 月 26 日	・ 答申案の審議
第 89 回 杜の都の環境をつくる審議会	令和 3 年 5 月 17 日	・ 答申案の決定
市長への答申	令和 3 年 5 月 24 日	・ 答申

(4) 仙台市緑化推進本部

■仙台市緑化推進本部名簿（令和3年4月1日）

市長（本部長）	副市長（副本部長）	危機管理局長
総務局長	まちづくり政策局長	財政局長
市民局長	健康福祉局長	子供未来局長
環境局長	経済局長	文化観光局長
都市整備局長	建設局長	青葉区長
宮城野区長	若林区長	太白区長
泉区長	会計室長	消防局長
教育長	水道事業管理者	交通事業管理者
ガス事業管理者	病院事業管理者	

■仙台市緑化推進本部幹事会名簿（令和3年4月1日）

※建設局百年の杜推進部長	危機管理局危機管理課長	総務局庶務課長
まちづくり政策局政策調整課長	財政局財政企画課長	市民局区政課長
健康福祉局総務課長	子供未来局総務課長	環境局総務課長
経済局経済企画課長	文化観光局交流企画課長	都市整備局総務課長
建設局総務課長	青葉区役所総務課長	宮城野区役所総務課長
若林区役所総務課長	太白区役所総務課長	泉区役所総務課長
会計室会計課長	消防局総務課長	教育局総務課長
水道局総務課長	交通局総務課長	ガス局総務課長
市立病院総務課長		

※幹事長

■仙台市緑化推進本部・緑の基本計画改定検討委員会名簿（令和3年4月1日）

建設局百年の杜推進部長	危機管理局防災計画課長	まちづくり政策局政策企画課長
財政局財政課長	市民局市民協働推進課長	健康福祉局健康政策課長
子供未来局総務課長	環境局環境企画課長	環境局環境共生課長
経済局農政企画課長	経済局農林土木課長	文化観光局観光課長
文化観光局スポーツ振興課長	都市整備局都市計画課長	都市整備局都市景観課長

都市整備局交通政策課長	都市整備局 地下鉄沿線まちづくり課長	都市整備局 都心まちづくり課長
都市整備局開発調整課長	建設局道路計画課長	建設局百年の杜推進課長
建設局公園課長	建設局河川課長	建設局下水道計画課長
青葉区公園課長	宮城総合支所公園課長	宮城野区公園課長
若林区公園課長	太白区公園課長	秋保総合支所建設課長
泉区公園課長	教育局教育指導課長	教育局文化財課長

(5) 仙台市緑化推進本部会議及び緑の基本計画改定検討委員会等の開催経過

会 議 名	開 催 日 時	内 容
仙台市緑化推進本部幹事会 (文書開催)	令和元年 11 月 1 日	・ 現行計画の改定作業の着手
仙台市緑化推進本部会議	令和元年 11 月 11 日	・ 現行計画の改定作業の着手
第 1 回改定検討委員会	令和元年 12 月 9 日	・ 第 1 回検討部会資料
第 2 回改定検討委員会 (文書開催)	令和 2 年 2 月 20 日	・ 第 2 回検討部会資料
第 3 回改定検討委員会 (文書開催)	令和 2 年 6 月 24 日	・ 第 3 回検討部会資料
第 4 回改定検討委員会※	令和 2 年 8 月 18, 19 日	・ 第 4 回検討部会資料
庁内意見照会	令和 2 年 9 月 18 日	・ 次期計画掲載候補事業の確認
庁内意見照会	令和 2 年 11 月 18 日	・ 次期計画中間案素案
庁内意見照会	令和 2 年 12 月 24 日	・ 次期計画中間案修正版
仙台市緑化推進本部幹事会 (文書開催)	令和 3 年 1 月 29 日	・ 次期計画中間案
仙台市緑化推進本部会議	令和 3 年 2 月 12 日	・ 次期計画中間案の決定
仙台市緑化推進本部幹事会 (文書開催)	令和 3 年 5 月 24 日	・ 次期計画最終案
仙台市緑化推進本部会議	令和 3 年 6 月 7 日	・ 新計画の策定

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点等から 2 回に分けて開催した

3 みどりの計画の変遷

これまで本市が策定したみどりに関する基本的な方針や計画の概要は次のとおりです。

(1) 杜の都の環境をつくるための基本方針（昭和48年（1973年））

○計画策定の根拠

杜の都の環境をつくる条例（昭和48年）の基本方針として策定

○基本的な目標

現存する緑を保全し、創出する緑によってその不足を補完し、市民が安全で潤いのある生活を営むことのできる、まことの杜の都の建設

○緑の量

快適な都市環境を形成するためには、30%以上の緑地率が望ましい

○緑の質

都市の緑には、環境保全、景観美化、レクリエーション、学習などの機能、つまり質をもたなければならない

○緑の配置

都市の緑は、その質、量が満足されるだけでなく、適正な配置が必要である。現存する緑をもとにし、次のような配置の完成を図る

・「外環の緑」

市の外縁部に位置する環状の緑で、自然林や植林を含む重厚な緑地を形成しており、無秩序な都市のスプロール化を防ぎ、現状を保全するとともに欠失する部分を補完する（岩切市有林から鶴ヶ谷、小松島、台原森林公園を経て三共・丸田沢、国見、権現森、青葉山、蕃山、太白山、坪沼、名取川流域にいたる林地で、東部の水田地帯は、林地が欠けている）

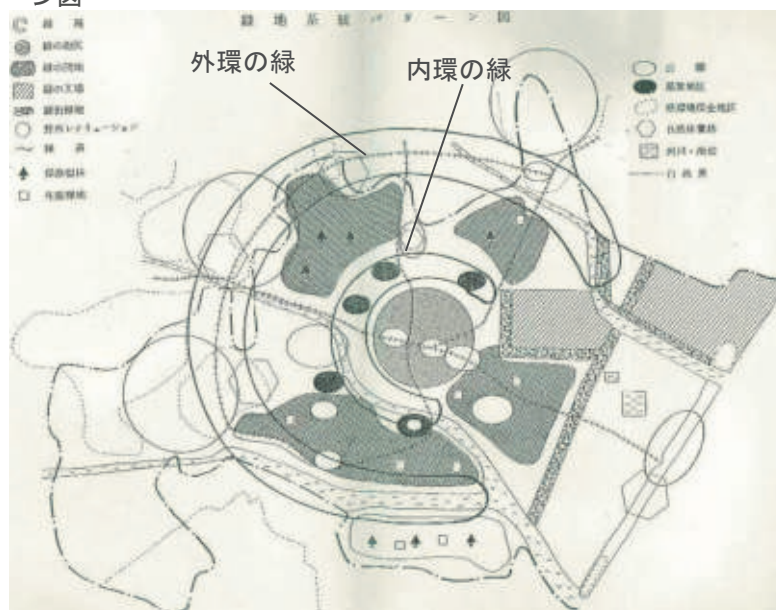
・「内環の緑」

経済、行政の中心地である活動的な既成市街地と閑静さを必要とする新住宅団地帯の間に位置する内側の環状の緑地で、緩衝緑地としての機能を発揮させる（安養寺、与兵衛沼、東照宮、台原、青葉神社から北山・八幡にかけての社寺林、広瀬川と一体となる対岸の亀岡・青葉山植物園・天守台、霊屋から愛宕山、大年寺山に至る緑で、東部においては、林地が欠けている）

・その他

「団地の緑」、「公園・広場の緑」、「街路の緑」、「家庭・施設の緑」で構成

■緑地系統パターン図



(2) 緑のマスタープラン原案（昭和 55 年（1980 年））

○計画策定の根拠

昭和 52 年 4 月 1 日付 建設省都市局長通達「緑のマスタープランの策定の推進について」による

○目標年次

2000 年

○緑地の確保目標水準

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標量 20 m²/人

市街化区域面積に対する割合 おおむね 8,600ha（65%）

○緑地の配置計画

仙台市の骨格を形成する緑地について、「まち」「杜」「自然」の緑の三つの環状構造に対応する緑地の配置計画を行う

① 「まちの緑」

- ・仙台駅を中心とするほぼ 2km 圏に分布する緑地であり、「内環の緑」ともよばれる。地域特性からみると、広瀬川により形成された広大な台地を取り巻く丘陵地の斜面緑地及び段丘崖により囲まれた地域である

- ・「まちの緑」の骨格を形成する緑は、青葉山、北山、榴岡、国分寺跡、大年寺山等で、いずれも仙台市を象徴する歴史的風土の分布する地域である

② 「杜の緑」

- ・仙台駅を中心とする約 5～6km 圏に分布する緑地である。かつて「杜」が広がっていた地域に残された大規模緑地、都市基幹公園、河川等を主体とする緑地の軸であり、自然環境としての質も高く、ふるさとの山として市民に広く親しまれている

- ・「杜の緑」を形成する緑としては、青葉山、国見・放山、水の森公園・台原森林公園・与兵衛沼公園、霞の目、広瀬川・名取川、三神峯公園、金剛沢がある

③ 「自然の緑」

- ・仙台駅を中心とする約 10km 圏に分布する緑地である。都市を支える大自然に連なる緑地であり、海・山・川と多様な自然に恵まれている

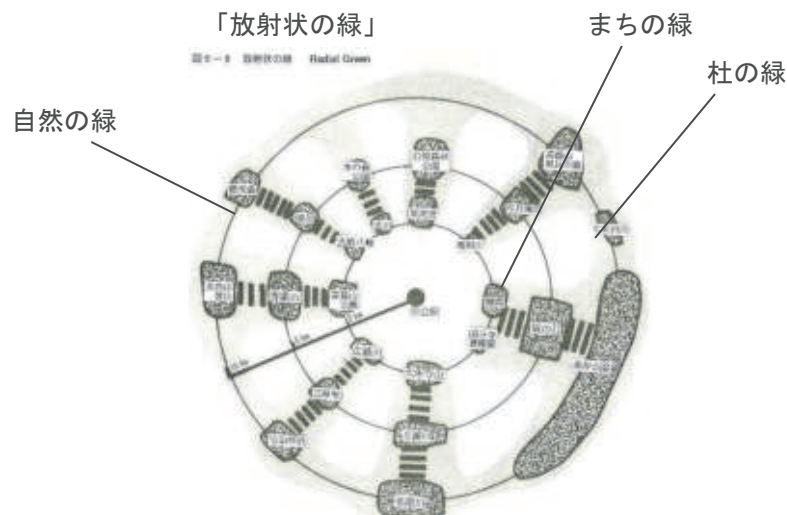
- ・「自然の緑」を形成する緑としては、太白山・蕃山、国見・権現森、高森山県民の森、海岸公園、七北田川・名取川、宮城の海岸平野の水田地帯、生出・坪沼がある

④ 「放射状の緑」

- ・「まちの緑」「杜の緑」「自然の緑」の三つの環状緑地を放射状につなぐ緑地が「放射状の緑地」である

- ・「放射状の緑地」の構造は、三つの環状緑地に比べて現在の緑地の分布状況からは、明確に把握されるものとはいえない。むしろ今後の公園整備により積極的につくり出していこうとする緑地の軸である

■緑地構造図



(3) 仙台市都市緑化推進計画（昭和 62 年（1987 年））

○計画策定の根拠

昭和 60 年 5 月 30 日付け 建設省事務次官通達 「都市緑化推進計画の策定について」による

○目標年次

2000 年

○基本理念

緑豊かでゆとりと潤いのある新しい杜の都仙台

○総括的目標と基本施策

緑と水のネットワークの形成

基本施策 杜の都の貴重な緑を守り育てる（緑の保全）

杜の都に新たな緑の空間を創り育てる（緑の創出）

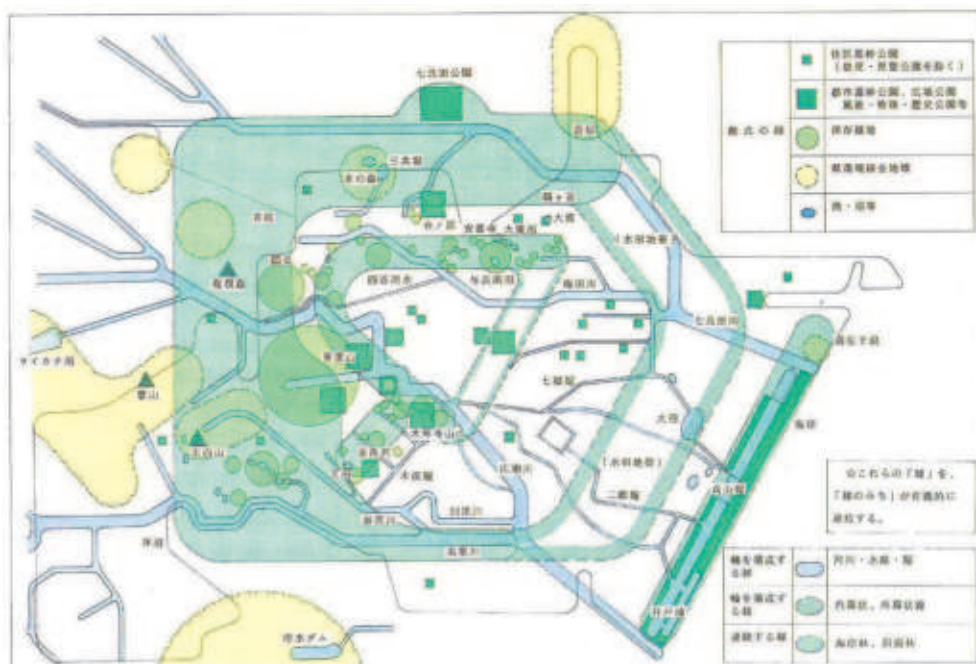
杜の都に緑の文化を広げる（緑の普及）

区 分		内 容
拠点の緑		市内各所に整備されている都市公園等
軸を構成する緑		青葉通り，定禅寺通りなどに代表される道路の緑や，広瀬川，名取川，七北田川，貞山堀などに代表される河川・水路
連続する緑		海岸沿に带状に連なる海岸林。 小規模ながら段丘斜面上に連続してみられる緑
環を構成する緑	内環状	中心街地を環状に囲む近景の緑で，安養寺，与平沼，東照宮，台の原，青葉神社から北山，八幡にかけての社寺林，広瀬川と一体となる対岸の亀岡天守台，霊屋，愛宕山から大年寺山に至る。
	外環状	市の外縁部に位置する環状の緑で，自然林や植林を含む内景の緑で，岩切市有林から，鶴ヶ谷，小松島，台の原森林公園を経て，三共・丸田沢，国見，権現森，蕃山，太白山，坪沼，名取川流域に至る。

○緑と水の配置計画

・水と緑のネットワークを構成する緑

■緑と水のネットワーク構想図



○計画策定の根拠

○目標年次

○基本理念

○計画目標

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標量 $20 \text{ m}^2/\text{人}$

○仙台市の目指すべき緑地構造

①緑の環：2つの環状の緑とその環をつなぐ放射状の環

- ・「街の緑」

都心部を囲む半径 5~6km に位置する緑

「街の緑」の骨格を構成する緑は青葉山、放山、水の森公園、台原森林公園、榴岡公園、大年寺山公園、三神峯公園等でいずれも仙台を象徴する歴史的風土を構成する公園や緑地である

・「自然の緑」

都心部を中心として約 10km に位置する緑で、4つの副都心の外側を取り巻く緑

「自然の緑」の骨格を構成する緑は、堂庭山、県民の森、加瀬沼、農業園芸センター、海岸公園、高館山、板橋地区の緑地、斉勝沼、畑前地区及び奥武士地区の緑地、屏風岳等である。

・街と自然をつなぐ緑

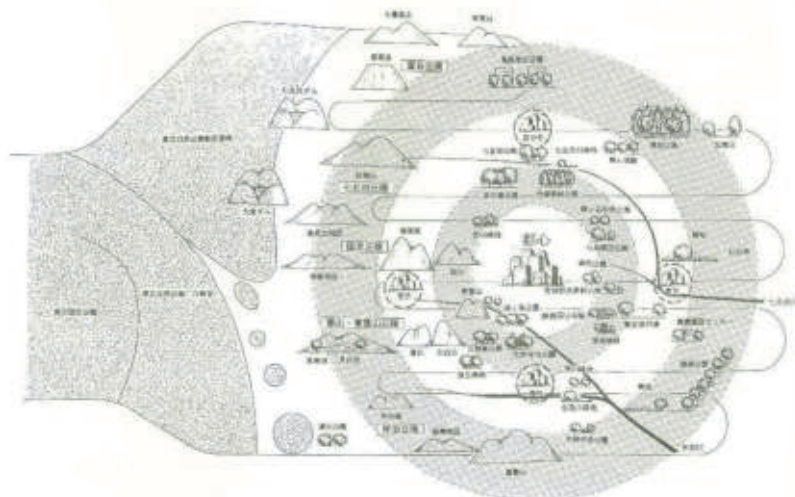
「街の緑」「自然の緑」を放射状につなぐ緑を「街と自然をつなぐ緑」とする。現在「街の緑」と「自然の緑」は、緑の手の指を構成する七北田丘陵（杭城山～七北田川～水の森公園）、国見丘陵（畑前地区～権現森～放山）、青葉山丘陵（齊勝沼～蕃山・太白山～青葉山）、広瀬川、七北田川等によって緑地構造としてはつながれているが、利用上はつながっているとはいえない。従って、今後はレクリエーションルートの整備や河川の親水化による市民の自然利用の促進を図る。

②緑の手：奥羽山脈とそこから伸びる5つの丘陵の緑

- ・ 仙台市の西端には、奥羽山脈が位置し、そこから市街地に向かって富谷、七北田、国見、蕃山・青葉山、坪沼の5つの丘陵が伸びており、丘陵の先端は市街地にまで達している。また、丘陵から海岸部にいたる部分についても河岸段丘上に公園等の緑が点在している

- ・本計画ではこれらの緑を緑の手（グリーンハンド）と名づけその一体的な保全・形成を図ることとする（掌：奥羽山脈 指：5つの丘陵の緑）

■緑の環と緑の手の概念図



(5) 仙台グリーンプラン2-1 (仙台市緑の基本計画) (平成9年(1997年))

○計画策定の根拠

改正都市緑地保全法(平成6年)による

○目標年次

2010年

○基本理念

「自然と街がとけあう杜の都・仙台」

○計画目標

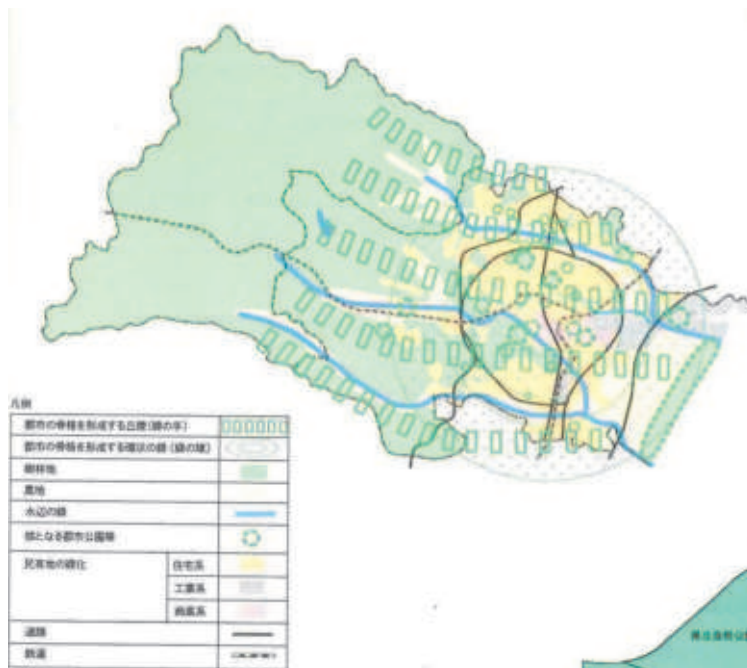
都市計画区域内の直地の確保目標水準 30%

都市公園(開園)面積としての目標水準 20m²/人

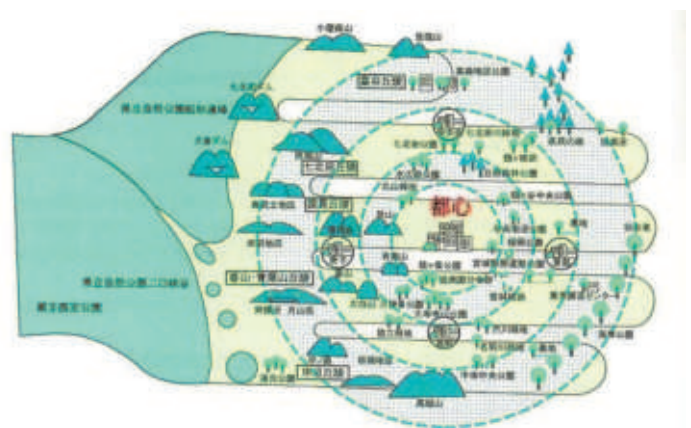
○緑の将来像図及び仙台市の目指すべき緑地構造

目指すべき緑地構造は仙台市緑の基本計画(平成5年策定)をほぼ踏襲

■緑の将来像図



■緑の環と緑の手の概念図



○基本方針

杜の都の緑と水を守り育てる(緑の保全)

杜の都の緑の空間を創り育てる(緑の創出)

杜の都の緑の文化を広げる(緑の普及)

(6) 百年の杜づくり行動計画 (平成 11 年 (1999 年))

○計画の位置づけ

「仙台グリーンプラン 2 1 (平成 9 年)」のアクションプランとして仙台市独自に策定。

○目標年次

2010 年

○基本理念 (「仙台グリーンプラン 2 1 (平成 9 年)」を継承)

「自然と街がとけあう杜の都・仙台」

○基本方針 (「仙台グリーンプラン 2 1 (平成 9 年)」を継承)

杜の都の緑と水を守り育てる (緑の保全)

杜の都の緑の空間を創り育てる (緑の創出)

杜の都の緑の文化を広げる (緑の普及)

○百年の杜づくり重点取り組み施策

①市街地の「緑の回廊づくり」

②市民による「100万本の森づくり」

③市民トラストの森

④屋敷林・鎮守の杜の保全

⑤学校の森づくり

⑥建築物等の緑化助成

⑦わがまち緑の名所 100 選

⑧こどもの自然体験学習林

⑨緑の相談所

⑩市民緑の交流バンク

(7) 仙台市みどりの基本計画 2012-2020（平成 24 年（2012 年）7 月）

○計画策定の根拠

杜の都の環境をつくる条例第 10 条による

○目標年次

概ね令和 2 年（2020 年）度

○基本理念

みんなで育む「百年の杜」

○計画目標

みどりの機能の維持増進を図ること及び、みどりの適正な配置により、みどりの構造を充実させるという観点から、「質の目標」と「量の目標」を設定

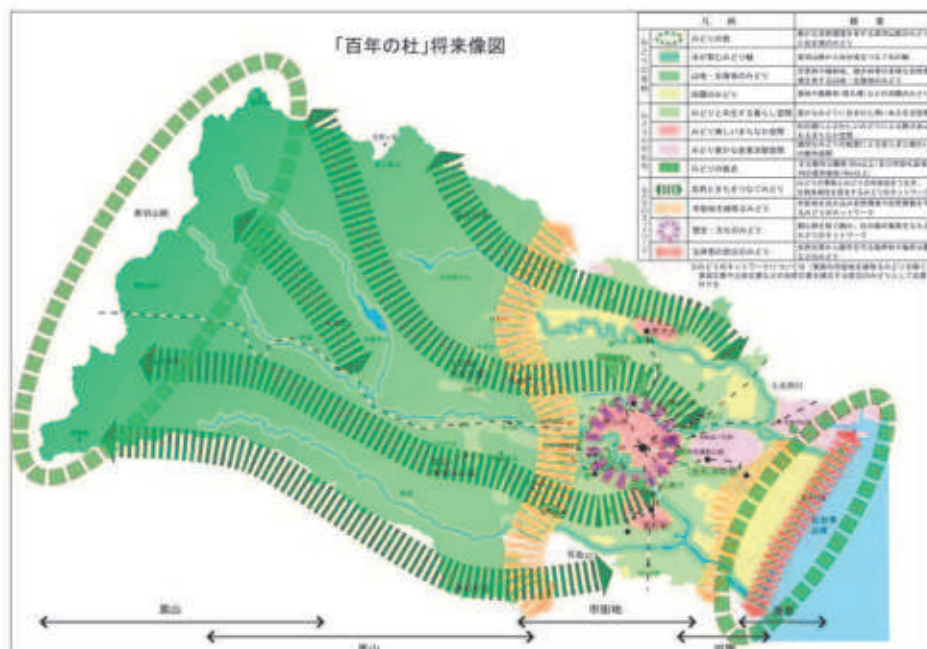
■質の目標※

- ・ 安全安心：自然災害を防ぎ、被害を軽減する「みどりの質」を高めます
- ・ 自然環境：生物多様性の保全や地球温暖化の緩和に寄与する「みどりの質」を高めます
- ・ 生活環境：市民ニーズに対応し、快適な暮らしを支える「みどりの質」を高めます
- ・ 仙台らしさ：歴史や文化と調和し、仙台らしさを表す「みどりの質」を高めます
- ・ 市民協働：市民が仙台のみどりを地域の誇りを感じ、様々な主体が連携してみどりの活動を行う「みどりの活動環境の質」を高めます。

■量の目標

- ・ 市域全域：みどりの総量（緑被率）の維持・向上（基準値：78.8%（平成 22 年度））
- ・ 都市計画区域：都市公園等の一人当たり面積 20 m^2 （基準値：15.8 m^2 （平成 22 年度））
都市公園の一人当たり面積 17 m^2 （基準値：12.8 m^2 （平成 22 年度））
- ・ 市街化区域：市街地のみどりの総量（緑被率）の維持・向上（基準値：29.8%（平成 22 年度））
：担保性のある緑地の面積 250ha 増加

○みどりの将来像（「百年の杜」将来像図）



○基本方針

- 方針Ⅰ：安全・安心のまちづくり
- 方針Ⅱ：自然環境の保全・再生
- 方針Ⅲ：生活環境の向上
- 方針Ⅳ：仙台らしさを育む
- 方針Ⅴ：市民協働の推進

(8) 百年の杜づくりプロジェクト推進計画 2012-2015 (平成 25 年 (2013 年) 3 月)

//

2016-2020 (平成 28 年 (2016 年) 3 月)

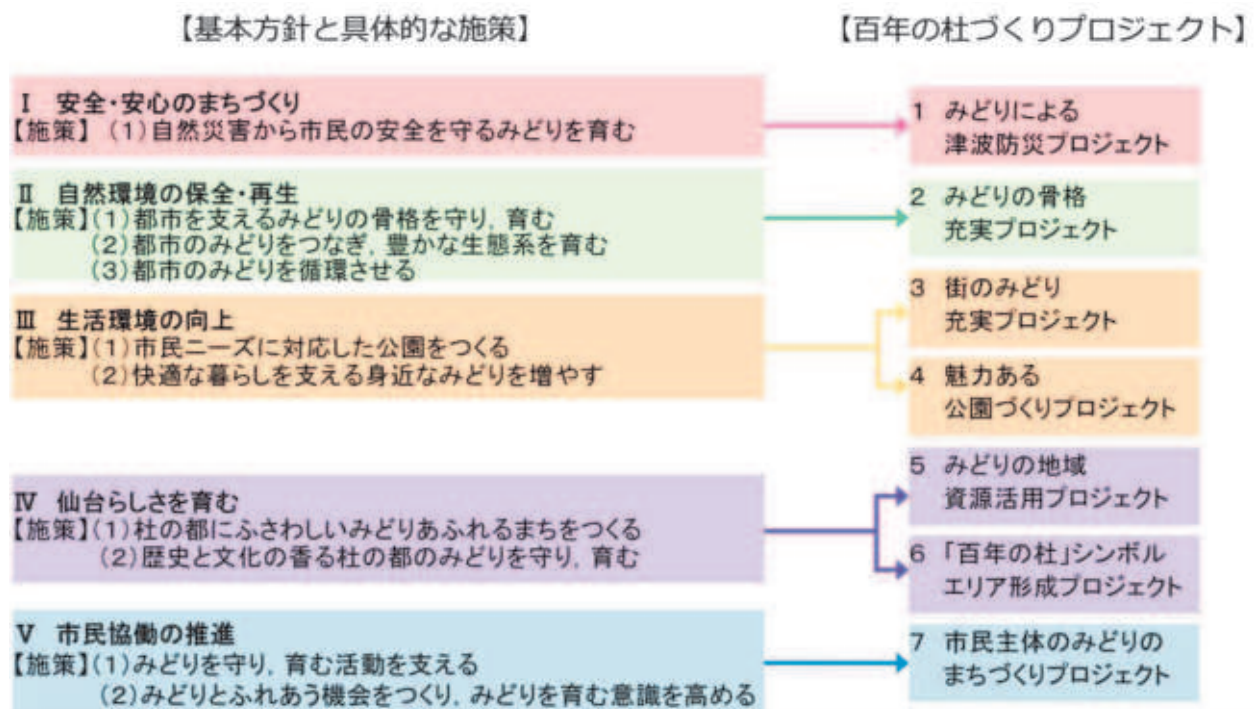
○計画の位置づけ等

「仙台みどりの基本計画 (平成 24 年 (2012 年), 以下, 基本計画とする)」の実効性を高め, 計画的な推進を図るために作成 (前期計画とする)。基本計画の 5 つの基本方針をもとに 7 つのプロジェクトから構成される。平成 27 年 (2015 年) 度には, 基本計画の中間見直しに合わせて, 「百年の杜づくりプロジェクト推進計画 2016-2020」を作成 (後期計画とする)。

○目標年次

- ・前期計画: 平成 27 年 (2015 年) 度
- ・後期計画: 令和 2 年 (2020 年) 度

○5 つの基本方針と 7 つの百年の杜づくりプロジェクトの関係 (前期・後期共通)



4 みどりのデータ集

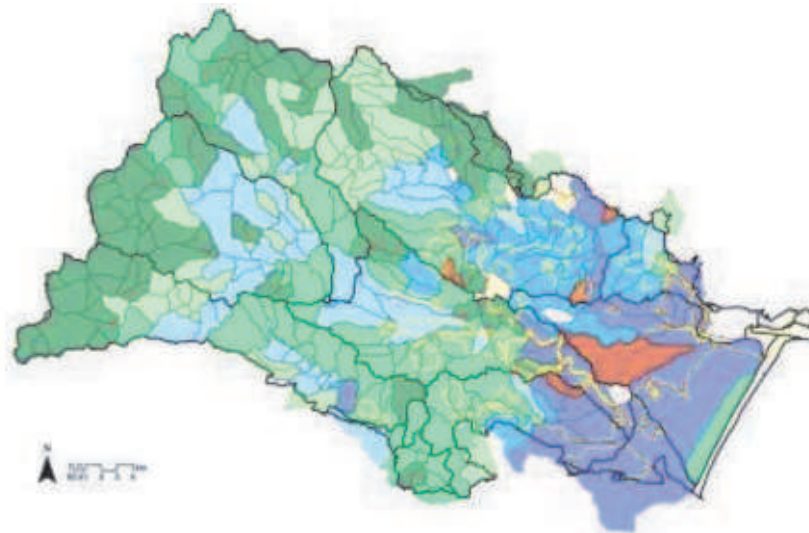
(1) 流域評価

本市は奥羽山脈から海岸まで広がっており、市街地を取り囲むように西部は森林地域、東部は田園地域となっています。また、本市の地勢学的な成り立ちは名取川、七北田川、広瀬川など河川地形を主とした構造であり、流域とみどりの配置の関係をみることも重要と考えられます。

前計画では流域分析に基づくみどりの質と量に関する総合的な評価を行っており、それらを参考に本計画の検討を進めることとします。

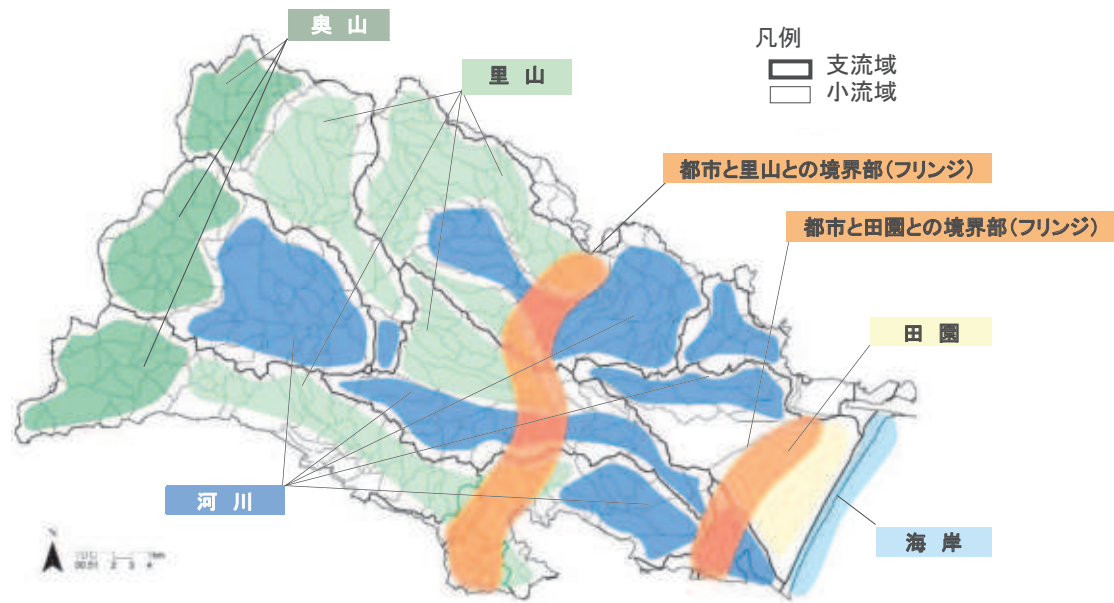


図－４１：流域区分図



類型	評 価	特 性
I	光合成活性度 生物の 生息・生育環境 水環境	＜源流タイプ A＞ 名取川，広瀬川，七北田川の最上流部に広がるブナ林などの自然性の高い森林が分布する，原生的な環境で構成される小流域。
II	光合成活性度 生物の 生息・生育環境 水環境	＜源流タイプ B＞ 河川上流部の小流域の中で，二次林や植林地の割合が高い小流域。人との関わりが深く，適正に維持管理されている。
III	光合成活性度 生物の 生息・生育環境 水環境	＜上流タイプ A＞ 河川支流の上流部の中山間地域，丘陵部にみられる小流域タイプで，コナラ林などの雑木林，湧水やため池，農地と人との関わりにより多様な里山の自然環境がある。
IV	光合成活性度 生物の 生息・生育環境 水環境	＜上流タイプ B＞ 河川の上流域の河川本流に沿った森林地帯の小流域であり，スギ林などの人工林が占める割合が高い。
V	光合成活性度 生物の 生息・生育環境 水環境	＜中下流タイプ A＞ 市街地内で，河川以外にはまとまった緑はみられない，自然的な環境が少ない小流域。
VI	光合成活性度 生物の 生息・生育環境 水環境	＜中下流タイプ B＞ 主だった水環境は含まないが，市街地内の比較的まとまった樹林地が分布する小流域。
VII	光合成活性度 生物の 生息・生育環境 水環境	＜下流タイプ＞ 川幅の広い河川中・下流域で，河畔林や草本植物群落，田園地帯によって構成される小流域。

図－４２：流域評価結果 総合評価



区 分	評価結果及び保全に関する課題
奥 山	奥羽脊梁山脈の自然豊かなみどりを有し、生物多様性に富んだ原生林や河川の源流域、また水源涵養力の高い森林地帯で、源流タイプ A が主に分布。本市のみどりの核となる地域であり、現在の自然環境を将来にわたって保全する必要がある。
里 山	名取川、広瀬川、七北田川に挟まれた丘陵地帯であり、稜線に沿って希少な動植物の生息・生育地域が東西に広がる地域。源流タイプ B 及び上流タイプ A が主に分布。本市の水環境や生物多様性を支える貴重なみどりであり、また奥山から都市部までをつなぐ生態系ネットワークとして保全を図るとともに、樹林地の管理による質の向上を図る必要がある。
都市と 里山・田園と のフリンジ	市街地と里山及び田園との境界部(フリンジ)。西部には市街地との隣接地域まで自然性の高い森林を有し、東部は広大な田園地域があり、市街地との明確な境界となっており、都市にとっては良好な自然環境の恩恵を受けることができる貴重な地域。開発のおそれがあるみどりであるため法律や条例などによる保全対策が重要となる。
田 園	海岸部の自然豊かなみどりと市街地の間に位置し、水田を中心とした地域。主に河川下流タイプが分布。震災前の自然環境を取り戻し、水田の持つ公益的機能である貯水力や生物多様性の保全などの機能を再生し、その自然環境の保全を図る必要がある。
河 川	奥山から市街地、田園、海岸までを貫流する河川と河川沿いの緑地を有する地域。主に河川上流タイプ B、中下流タイプ B、下流タイプが分布。市域の水循環の軸線となるとともに、河畔林を含め市域を東西につなぐみどりの回廊として保全を図る必要がある。
海 岸	保安機能を有する海岸マツ林、貞山運河、貴重な生物の生息・生育地となる蒲生干潟・井土浦などの干潟があり、多様なみどりを有する地域。奥山と同様に本市のみどりの核となる地域であり、東日本大震災前の自然環境を取り戻す必要がある。

図－４３：流域分析の総合評価及びエリア区分

(2) 植生（令和2年度「仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」一部改変して引用）

仙台市は東側が太平洋に面し、西に向かって、沖積平野・台地、丘陵地、山地が分布し、西端部は奥羽山脈となっている。また、奥羽山脈を源として名取川、広瀬川、七北田川が市域を西から東に流下して太平洋へ注いでいる。このような地形的な特徴に加え、温暖な沿岸部や、寒冷・多雪な山地・亜高山等の気候的な違いを反映して、仙台市にはヤブツバキクラス域・ブナクラス域・コケモモートウヒクラス域の自然植生や代償植生、あるいは海岸・河川等の多様な植生が分布している。

平成23年3月11日の東日本大震災（以降「震災」とする。）以前は、市域東端の海岸部には、「砂丘植生」、「クロマツ植林」等が分布し、蒲生、井土浦には「塩沼地植生」がみられた。しかし、震災時の津波の襲来等により、これらの植生群落は壊滅的な被害を受けた。震災以前には海岸林として沿岸部の北から南まで約10kmにわたり存在していた「クロマツ植林」については、津波により荒浜地区と藤塚地区のごく一部を除いたほぼ全てが消失し、平成27年度は「造成地」等に変化していた。しかし、その後植林が行われていることから、未だ幼樹ではあるものの、沿岸部には広く「クロマツ植林」を適用した。

沖積平野・台地には、「水田雑草群落」、「市街地」等が広く分布しているが「アカマツ群落（V）」、「クリーコナラ群集」、「スギ・ヒノキ・サワラ植林」等の二次林、植林も散在しており、市民にとって、これらは市街地の中の憩いの緑地となっている。また、河川敷には「ヤナギ高木群落（IV）」、「ヤナギ低木群落（IV）」、「ヨシクラス」等が、溜池等には「ヒルムシロクラス」が分布している。

丘陵地には、「アカマツ群落（V）」、「クリーコナラ群集」、「スギ・ヒノキ・サワラ植林」等の二次林、植林が広く分布するが、青葉山、佐保山や西風蕃山等には「モミイヌブナ群集」等の自然林がみられる。

山地には、「クリーコナラ群集」、「クリーミズナラ群集」、「スギ・ヒノキ・サワラ植林」等の二次林、植林が広く分布するほか、奥羽山脈には自然林の「チシマザサーブナ群団」が広く分布する。そのほか、尾根部に「クロベークタゴヨウ群落」、沢沿いに「ジュウモンジシダーサワグルミ群集」、崩壊地・雪崩斜面に「ヒメヤシャブシータニウツギ群落」が分布し、県境付近の高標高地には「ハイマツ群落」、「ミヤマハンノキ群落」等のコケモモートウヒクラス域の植生がみられる。

沿岸部の平地や山間部の耕作放棄地、ゴルフ場などにおいては、新たな太陽光発電施設（「市街地」の凡例を適用）の設置が見られ、今後の設置が想定される「造成地」も確認できる。

このような仙台市の植生について、各植生の特性に着目し、表－17及び表－18に示す区分により整理した結果を表－19示す。

自然性の高い植生としては、市域西部に広範囲に分布する「チシマザサーブナ群団」等の自然植生が挙げられる。また、自然植生のうち、希少性の高い植生としては、分布面積が少ない「ハイマツ群落」、「モミイヌブナ群集」等が、特殊な立地に成立し脆弱性の高い植生としては、急峻な尾根に成立する「クロベークタゴヨウ群落」、湿地に成立する「ハ

ンノキ群落（Ⅳ）」等が挙げられる。また、新緑の美しい植生としては、「チシマザサープナ群団」,「クリーコナラ群集」等の山地に分布する落葉広葉樹林が、紅葉の美しい植生としては、これらの落葉広葉樹林に加えて高標高地に分布する「ミヤマハンノキ群落」,「ミヤマナラ群落」等が、人里的風景を構成する植生としては、二次林の「クリーコナラ群集」,草地の「ススキ群団」,植林の「スギ・ヒノキ・サワラ植林」等が挙げられる。

表－17：特性区分と判断理由

特性区分		判断理由
希少性の高い植生		仙台市において分布面積が少ない植生。または、人為的に他の植生に置き換えられるなど、現在では少ない面積しか認められない植生。
脆弱性の高い植生		立地環境の特殊性が高く、人為による影響が顕著に表れやすいと考えられる植生。急峻な尾根や湿地等、特殊な立地に成立する植生が該当する。
自然性の高い植生		環境省の植生自然度 9, 10(自然植生)に該当する植生。
景観的要素	新緑の美しい植生	春季において、芽吹き、開葉の風景が美しいと感じられる植生。
	紅葉の美しい植生	秋季において、夏緑広葉樹、夏緑針葉樹の紅葉・黄葉が美しいと感じられる植生。
	人里的風景を構成する植生	薪炭林や産業等に用いられ、古くから生活と結びついた里山的風景をかもし出す植生。

出典：平成 15 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務報告書（仙台市，2004）

表－18：植生自然度※と区分基準

植生自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
7	クリーミズナラ群落、クヌギ・コナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

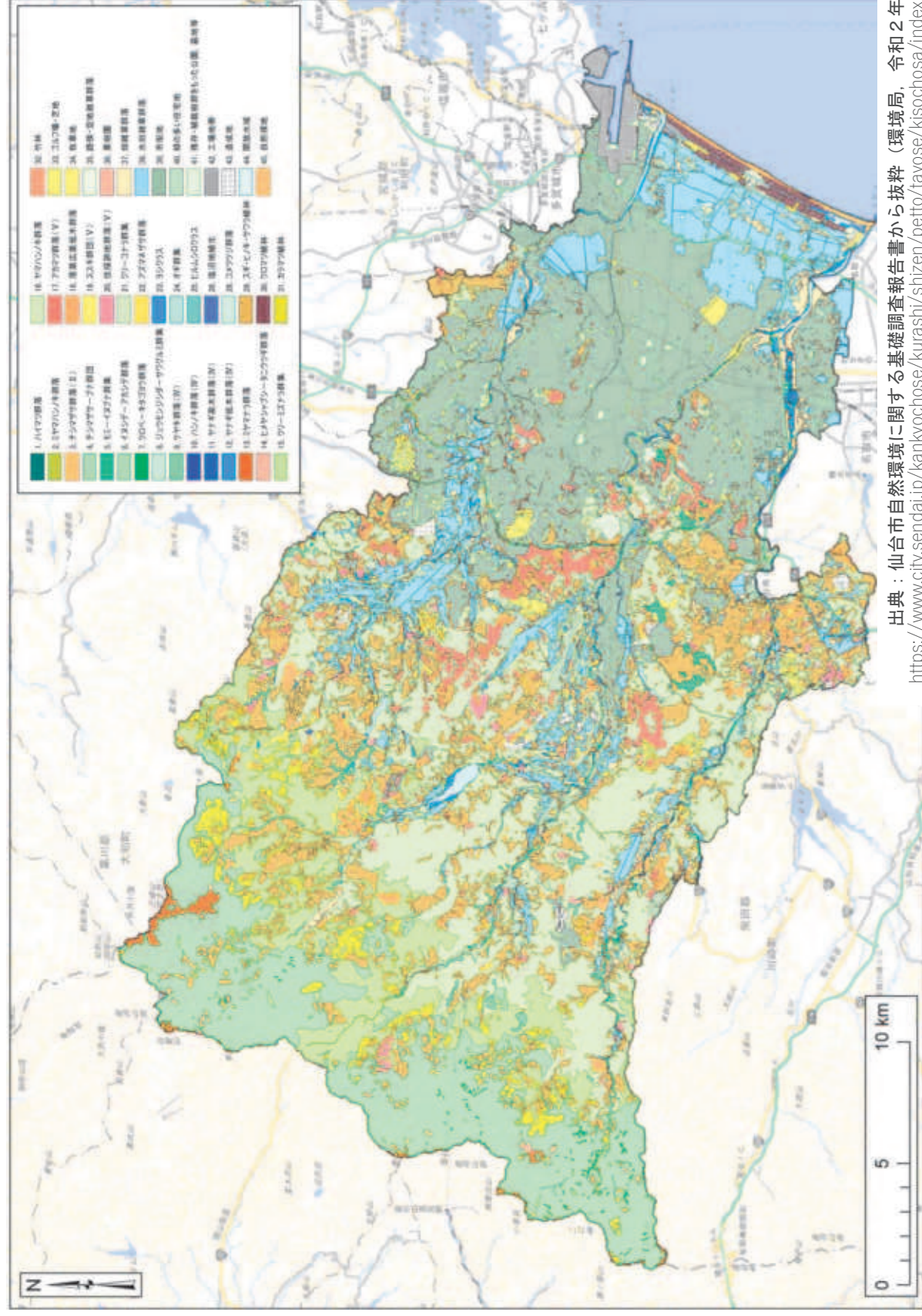
出典：環境省ホームページ（閲覧日：2020 年 5 月 20 日）http://www.biodic.go.jp/kiso/vg/vg_kiso.html

※植生自然度：環境省が提示する群落の自然性がどの程度残されているかを示す指標の一つ。

表－19:令和2年度仙台市植生図凡例

植生区分	凡例番号	凡例名	希少性の高い植生	脆弱性の高い植生	自然性の高い植生	景観的要素			植生自然度
						新緑の美しい植生	紅葉の美しい植生	人里的風景を構成する植生	
高山帯自然植生域	1	ハイマツ群落	●	●	●				10
コケモモ・トウヒクラス域自然植生	2	ミヤマハンノキ群落	●	●	●		●		9
	3	チシマザサ群落(Ⅱ)			●				9
ブナクラス域自然植生	4	チシマザサ・ブナ群団			●	●	●		9
	5	モミイヌブナ群集			●	●	●		9
	6	イヌシデ・アカシデ群落			●	●	●		9
	7	クロベ・キタゴヨウ群落		●	●				9
	8	ジュウモンジシダー・サワグルミ群集		●	●	●			9
	9	ケヤキ群落(Ⅳ)		●	●	●	●		9
	10	ハンノキ群落(Ⅳ)		●	●	●			9
	11	ヤナギ高木群落(Ⅳ)			●	●			9
	12	ヤナギ低木群落(Ⅳ)			●	●			9
	13	ミヤマナラ群落		●	●		●		9
	14	ヒメヤシャブシ・タニウツギ群落		●	●				9
ブナクラス域代償植生	15	クリーミズナラ群集				●	●	●	7
	16	ヤマハンノキ群落				●			7
	17	アカマツ群落(Ⅴ)						●	7
	18	落葉広葉低木群落							7
	19	ススキ群団(Ⅴ)						●	5
	20	伐採跡地群落(Ⅴ)							4
ヤブツバキクラス域代償植生	21	クリーコナラ群集				●	●	●	7
	22	アズマネザサ群落							5
河川・湿原・塩沼地・砂丘植生等	23	ヨシクラス			●				10
	24	オギ群集			●				10
	25	ヒルムシロクラス		●	●			●	10
	26	塩沼地植生		●	●				10
	28	コメツツジ群落		●	●				9
植林地・耕作地植生	29	スギ・ヒノキ・サワラ植林						●	6
	30	クロマツ植林						●	6
	31	カラマツ植林				●	●		6
	32	竹林				●		●	7
	33	ゴルフ場・芝地							2
	34	牧草地							2
	35	路傍・空地雑草群落							4
	36	果樹園						●	3
	37	畑雑草群落						●	2
	38	水田雑草群落						●	2
市街地等	39	市街地							1
	40	緑の多い住宅地						●	2
	41	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等							2
	42	工場地帯							1
	43	造成地							1
	44	開放水域							－
	45	自然裸地							－

※凡例番号 27 (凡例名：砂丘植生) は、本調査で確認されなかったため欠番とした。



出典：仙台市自然環境に関する基礎調査報告書から抜粋（環境局，令和2年度）
<https://www.city.sendai.jp/kankyochose/kurashi/shizen/petto/tayose/kisochoa/index.html>

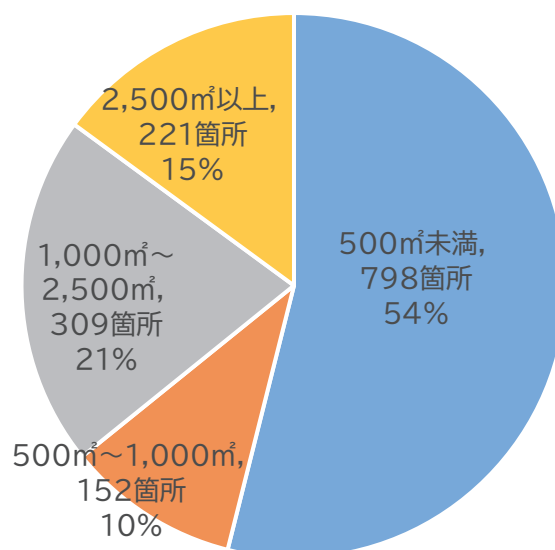
(3) 地域制緑地に関するデータ

表－２０：法や条例に基づく緑地保全制度の運用状況

制度名	令和３年４月１日	令和７年４月１日	増減
風致地区	８箇所(270.9ha)	８箇所(270.9ha)	増減なし
特別緑地保全地区	４地区(97.2ha)	10 地区(107.9ha)	６地区(10.7ha)増
市民緑地	１箇所	１箇所	増減なし
保存緑地	40 箇所(643.34ha)	40 箇所(643.38ha)	0.34(ha)増
保存樹林	19 件	20 件	1 件増
保存樹木	174 件(179 本)	176 件(181 本)	2 件(2 本)増

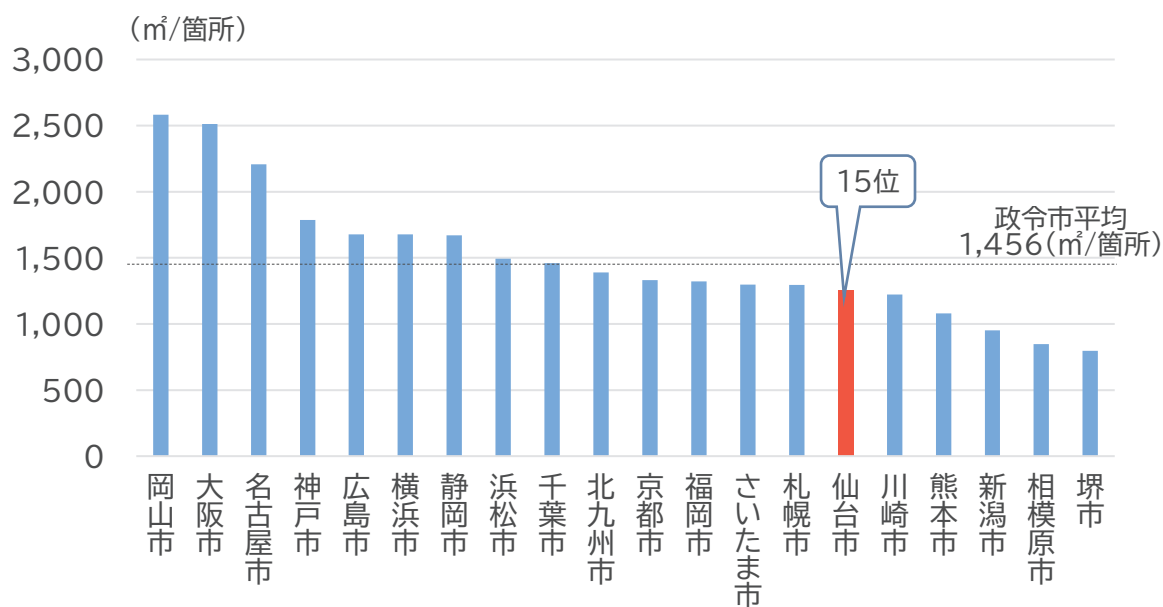
(4) 都市公園に関するデータ

- ・本市の街区公園面積別の箇所割合数



(令和2年4月1日時点)

- ・1箇所当たりの街区公園面積の政令市比較



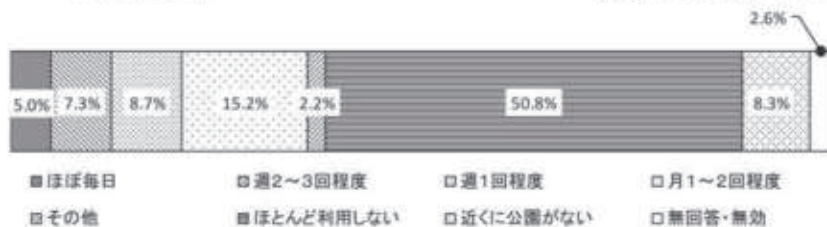
(平成31年3月31日時点)

・令和元年度 みどりの市民意識調査

＜住まいの近くの公園の利用頻度＞

問 22 あなたはお住まいの近くにある公園をどれくらい利用しますか。

※「お住まいの近くにある公園」とは、目安として、歩いて 10 分以内の場所にある公園のことです。
(あてはまる番号 1 つに○)

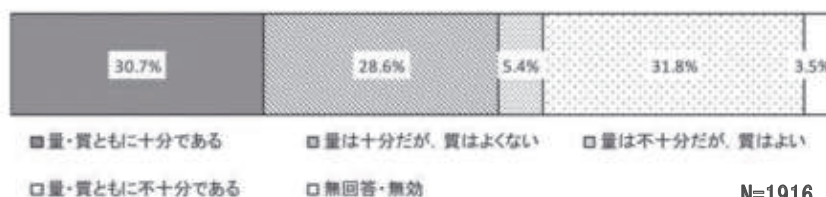


N=1916

＜住まいの近くの公園の満足度＞

問 24 現在のあなたのお住まいの近くにある公園の量や質について、どのような印象を持っていますか。

※公園の「量」とは広さや数のことで、「質」とは施設の整備や管理の状況のことです。
(あてはまる番号 1 つに○)

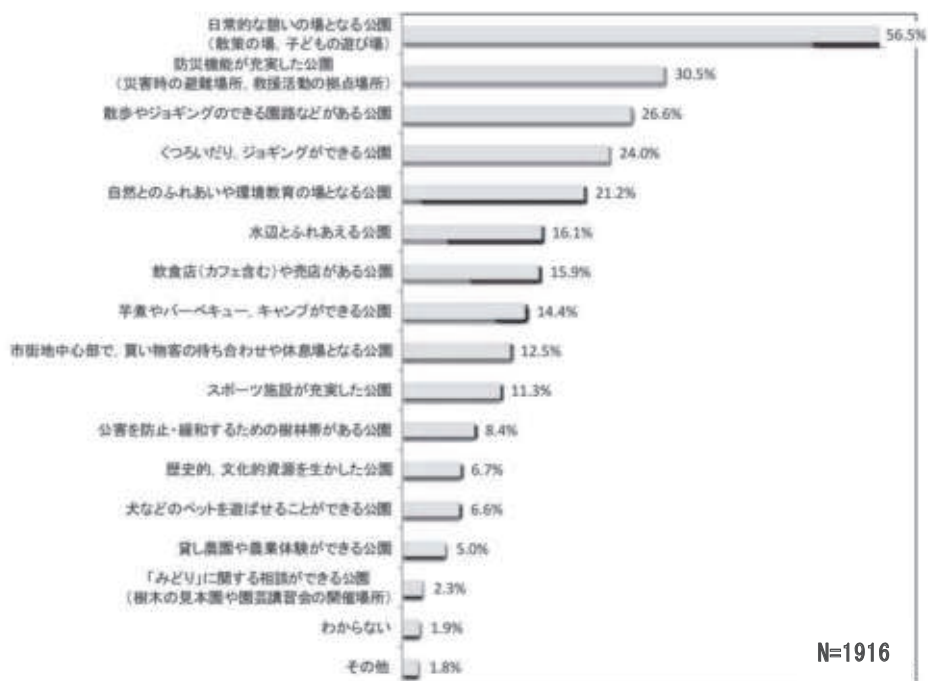


N=1916

＜仙台市内で増やしてほしい公園＞

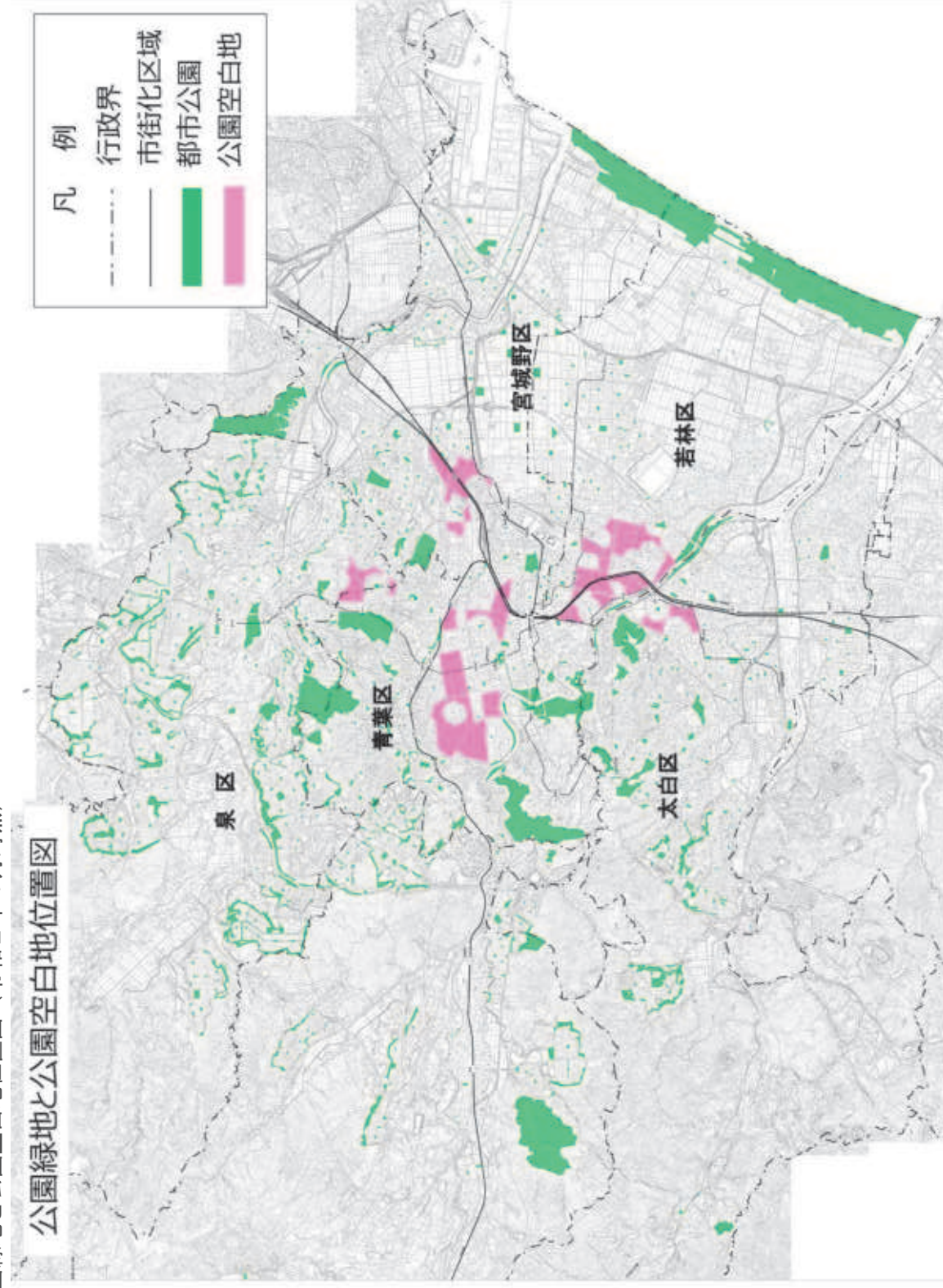
問 25 仙台市内で、今後増やして欲しい公園はどのような公園ですか。

(主にあてはまる番号 3 つまでに○)



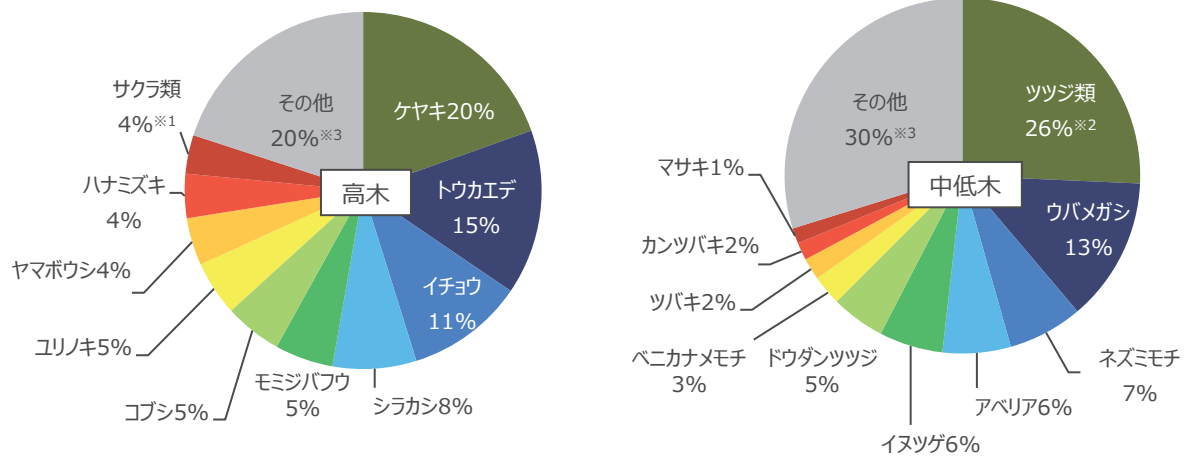
N=1916

・公園緑地と公園空白地位置図（令和2年4月時点）



（５）街路樹に関するデータ

・高木及び中低木樹種内訳（平成 31 年 4 月 1 日時点）



※1 サクラ類にはヤマザクラ, ソメイヨシノ, シダレザクラなどを含む

※2 ツツジ類にはオオムラサキツツジ, サツキツツジ, キリシマツツジなどを含む

※3 混植はその他に含む

・保存樹林に指定されている街路樹

青葉通のケヤキ	定禅寺通のケヤキ	勾当台通外記丁線・ 定禅寺通県庁前線の イチョウ	東十番丁線のイチョウ

※杜の都の環境をつくる条例(昭和 48 年)第 19 条に基づき、地域を象徴するランドマークとして指定された樹林。すべて一次指定(昭和 50 年 6 月 5 日指定)。

・令和元年度 みどりの市民意識調査

＜都心部」と「住宅地」の街路樹について＞

①街路樹の満足度

問 26 現在の仙台市の都心部、住宅地の街路樹の量や質について、それぞれどのような印象を持っていますか。

※街路樹の「質」とは、気候緩和などの都市環境を改善する機能や、景観を美しくする機能、生物を保全する機能、癒し（いやし）を与える機能などのことです。

（「都心部」「住宅地」各項目それぞれについて、あてはまる番号1つに○）

【都心部】



■ 量・質ともに十分である

□ 量は十分だが、質はよくない

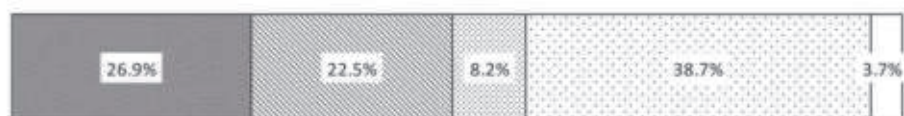
□ 量は不十分だが、質はよい

□ 量・質ともに不十分である

□ 無回答・無効

【住宅地】

N=1916



■ 量・質ともに十分である

□ 量は十分だが、質はよくない

□ 量は不十分だが、質はよい

□ 量・質ともに不十分である

□ 無回答・無効

N=1916

②街路樹に期待する機能

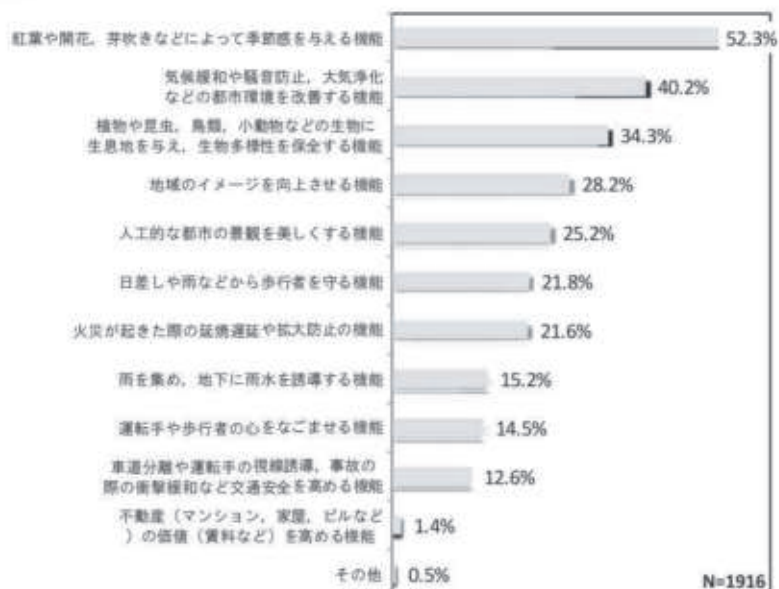
問 27 街路樹には、皆さんの生活の質を高めるための様々な機能があります。あなたが都心部、住宅地で街路樹に期待する機能として、特に重要なものは何ですか。

(「都心部」「住宅地」各項目それぞれについて、主にあてはまる番号3つまでに○)

【都心部】

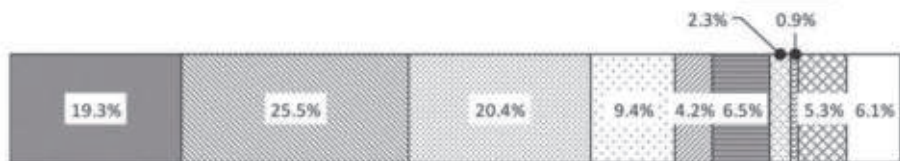


【住宅地】



③高木の街路樹の管理

問 28 高木（樹高 3m 以上）の街路樹の管理について、あなたのお考えにもっとも近いものはどれですか。
（あてはまる番号 1 つに○）



- ☒ 毎年多額の費用がかかっても、剪定などの管理を実施して、樹形を整える
- ☐ 数年に1回程度枝を強く切り詰めるような剪定を行い、一時的に樹形が乱れても現在植栽されている樹種を活かす
- ☐ 植樹（樹木を植える場所）の大きさや電線などの生育環境に合わせ、枝葉があまり広がらない高木や中木、低木に積極的に植え替える
- ☐ 道路通行上の妨げになるなど、樹木が大きくなり過ぎた場合は、同一樹種の若木に植え替える
- ☐ 歩道幅を広げて植樹を大きくするなど生育環境を改善し、大きく育てる
- ☐ 街路樹（高木）を植栽する路線を限定する
- ☐ 膨大な手間と費用をかけて、街路樹を植栽したり、維持管理したりする必要はない
- ☐ その他
- ☐ わからない
- ☐ 無回答・無効

N=1916

<定禅寺通・青葉通のケヤキ（街路樹）について>

問 29 あなたはこれらの通りの街路樹についてどのようにするべきだと思いますか。

（あてはまる番号 1 つに○）



- ☒ 現在の更新方法のままで状態の悪いケヤキから植え替えを行っていく
- ☐ 若々しく現在の並木の状態を保てるように計画的に植え替えを行っていく
- ☐ 計画的な植え替えに加えて、ケヤキを現在よりも大きく、シンボルとなるようにするために、歩道幅を広げて植樹（樹木を植える場所）を大きくするなど生育環境を改善していく
- ☐ 計画的な植え替えに加えて、今より小さく管理を行っていく
- ☐ その他
- ☐ わからない
- ☐ 無回答・無効

N=1916

5 用語集

－ あ －

あめにわ 雨庭

建物の敷地内や道路等に降った雨を集め、一時的に貯留し緩やかに地下へ浸透させるために設ける植栽地。レインガーデンとも呼ばれる。

いぐね 居久根

屋敷林と同じ意味で、屋敷の周りを囲む樹木のこと。一般的には「くね」といい、地境を意味する。樹木はスギ、ケヤキ、クリ、ハンノキなど様々で、冬の北西風や吹雪の防止に役立っている。かつては、建築材、燃料、食料の調達など、生活に深いかわりを持ち、屋敷の目隠しの役割も果たしていた。

イノベーション

革新。新たなものを創造する変革を起こすことで経済や社会に付加価値を生み出すことを表す言葉として使われている。

エコロジカルネットワーク

人と自然の共生を確保していくため、野生生物の生息地等の自然地域を緑地などの空間でつなぐ生態系のネットワーク。

エコ ディーアルアル Eco-D R R (Ecosystem-based Disaster Risk Reduction : 生態系を活用した防災・減災)

生態系が持つ多様な機能を活用して、災害によるリスクを低減させること。例えば、森林の適切な整備による土砂災害の防止や、海岸林による津波災害の軽減、水田等の農地による洪水緩和等が挙げられる。

エスディージーズ SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

平成 27 年(2015 年)の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に盛り込まれた、令和 12 年(2030 年)までの国際社会共通の目標。持続可能な社会を実現するため、「誰一人取り残さない」を理念とし、地球規模の課題である貧困や飢餓、エネルギー、気候変動等に関する 17 のゴール(目標)と 169 のターゲットを掲げている。

エリアマネジメント

特定のエリアを単位に、住民・事業者・権利者等が主体となって、地域資源を生かしたまちづくりや地域課題の解決等に継続的に取り組むまちづくりの手法。

オープンスペース

公園・広場、河川・湖沼、山林、農地等、建物に覆われていない土地の総称。また、都市内で

は、建物の敷地内に確保された開放性の高い、まとまった広さの空地や空間で、広場や歩行者用通路等として一般市民が自由に通行または利用できる場所をいう。

屋上緑化

建築物の屋上に植物を植え、緑化すること。ヒートアイランド現象の緩和、建物への日射の遮断（省エネルギー効果）、二酸化炭素や大気汚染物質の吸着機能などの効果がある。

－ か －

開発行為

主として建築物またはコンクリートプラントやゴルフ場などの工作物を建設する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。都市計画法により、市街化区域内での一定規模以上の開発行為や市街化調整区域での開発行為については、市長の許可を受ける必要がある。

河川愛護会

河川や水辺施設の環境を良好に保ち、市民が快適にふれあい、親しむことができるように、自発的・日常的清掃活動を行う地域団体。

環境影響評価

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業等について、事業者自らが環境への影響を事前に調査・予測・評価し、その結果を公表して地域住民や行政等からの意見を聴きながら、環境への影響をできるだけ小さくするよう対応を促す手続き。

企業の社会的責任（CSR）

企業は社会的な存在であり、自社の利益を追求するだけでなく、利害関係者全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり、行動法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方。

CSRはCorporate Social Responsibilityの頭文字。

気候変動

大気の平均状態である気候が変化すること。その要因は人為的な要因（温室効果ガスの増加、森林破壊など）のほか自然的要因（地球自転軸の傾きの変動、太陽活動の変化、火山噴火など）もある。

協働（市民協働）

複数主体が、同じ目的のために、対等の立場で共に協力して活動すること。

（市民協働）市民と市が、それぞれの果たすべき役割及び責任を自覚し、目的を共有して、相互に主体性を持ち、自主性を尊重しながら協力し、または補完することで地域の課題の解決や魅力の向上に取り組むこと。

郷土種

地域に自生分布している植物。

グリーンインフラ

コンクリート等の人工構造物による従来型の都市基盤（グレーインフラ）に対して，良好な景観形成やヒートアイランド現象の緩和，水害リスクの低減など，自然環境が持つ多様な機能に着目し，それを都市基盤として活用するという考え方（取組み）。

グリーンビルディング

エネルギーや水の使用量削減，施設の緑化など，建物全体の環境性能が高まるよう最大限配慮された建築物の総称。

景観計画

区域と方針，景観形成上の制限内容や景観重要公共施設の整備方針などを定める景観行政を進める基本的な計画。本市では，「杜の都」の特性を生かした魅力的な景観形成の推進を目的として平成 21 年(2009 年)に仙台市「杜の都」景観計画を策定した。

公園愛護協力会

公園ごとに組織され，街区公園の除草清掃，遊具施設の点検通報活動，園芸講習会や適正利用等に関する公園愛護思想の普及など地域におけるきめ細かな活動に取組み，地域コミュニティづくりに貢献している市民団体。

公園空白地

街区公園の標準誘致距離である半径 250m の範囲に都市公園がない地域。

公開空地

建築基準法五十九条の二に規定された総合設計制度による建築物の敷地内の空地等のうち，歩行者が日常自由に通行または利用することができる部分。

コミュニティガーデン

公有地や未利用地を活用して地域団体等が設置する花壇のこと。地域で花壇づくりを行うことにより，地域コミュニティの活性化や健康づくりの効果も期待される。

－ さ －

再生可能エネルギー

温室効果ガスを排出せず，国内で生産でき，安全性の高い低炭素の国産エネルギー源をいい，太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスなど多様な種類がある。

里山

都市の身近にあり、燃料・肥料・食料・生活資材の調達など様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた雑木林や二次林。

^{ジェイ}J-クレジット

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO2 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO2 の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。カーボンオフセット（排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせするという考え方）などの用途に活用できる。

市街化区域

市街化を促進する区域として、都市計画で定める区域。既成市街地と概ね 10 年以内に計画的に市街化を図るべき区域に指定される。

施設マネジメント

将来にわたって持続可能な都市運営を行うため、経営的な視点から施設を効果的・効率的に活用し、管理する活動。

施設緑地

都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地のこと。都市公園法に基づいた「都市公園」と「都市公園以外」の施設緑地に区分される。公共施設緑地とは、都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされており公園緑地に準じる機能を持つ施設。民間施設緑地は、民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設。

指定管理者制度

従来、地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営について、株式会社を初めとした企業・NPO 法人など様々な団体に包括的にゆだねることができる制度。仙台市では、平成 16 年(2004 年)度から導入している。

市民緑地

都市内に緑とオープンスペースを確保し、良好な生活環境の形成を図るために、地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人が、土地等の所有者と契約を締結して設置される、あるいはNPO法人や緑地保全・緑化推進法人、企業などの民間主体が作成した設置管理計画を市長が認定することで設置される、住民の利用に供する緑地のこと。

^{じゅかん}樹冠

樹木の上部についている枝と葉の集まり。

水源・地下水涵養^{かんよう}

森林の土壌が、雨水を浸透・貯留することにより、河川へ流れ込む水の量を調整し洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。また、雨水が森林の土壌を通過することにより、水質が浄化される機能のこと。

ストック

在庫品。手持ちの品。ある時点で存在する資源。

生態系

ある地域に存在する全ての生物と、非生物的環境（大気・水・土壌・光など）を、食物連鎖等の関係により、とらえたまとまり。生態系内では、生物間や生物－非生物間の相互作用により、バランスのとれた状態となっている。

生物多様性

自然の豊かさを表しており、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つの階層がある。各階層で種類の数やその量のバランスなどにより評価される。

全国都市緑化フェア

国民ひとり一人が緑の大切さを認識するとともに、緑を守り、愉しめる知識を深め、緑がもたらす快適で豊かな暮らしがある街づくりを進めるための普及啓発事業として、昭和58年（1983年）から毎年、全国各地で開催されている花と緑の祭典。

仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）

仙台市環境基本条例第8条に基づく環境基本計画として、本市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向性を定めるもの。

仙台防災枠組2015-2030

平成27年（2015年）3月に、国連が主催し、仙台市で開催された「第3回国連防災世界会議」の成果文書。令和12年（2030年）までの国際的な防災の取組み指針であり、防災の主流化、事前の防災投資などの新しい考え方を提示し、女性や子ども、企業など多様な主体の役割を強調したのが特徴。

総合設計制度

建築基準法第59条に基づき、敷地内に一般に公開された広場や緑地などの空地を確保する良好な建築計画に対して、容積率や高さ制限などの緩和を行い、市街地環境の整備改善を図る制度。

多自然川づくり

瀬や淵の保全・再生，植生・自然石を利用した護岸の整備など生物の良好な生育環境に配慮し，併せて自然景観を整備・保全する取組み。

多層緑化

敷地内の緑化のうち，高木・中木などと低木，地被類，花壇などを組み合わせて行う植栽。みどり豊かな都市環境の形成において，効果的で質の高い緑化として推奨している。

地域制緑地

都市公園のみならず，社寺境内地等の空地の多い施設や農耕地，山林，河川，水面等，様々な空間を含めた緑地のうち，風致地区，特別緑地保全地区，保存緑地等，一定の地域を指定して定められているもの。

地球温暖化

19 世紀以降，化石燃料を大量に消費し，大気中の二酸化炭素などの人為的な温室効果ガス排出量が増加したため，地球の平均気温が上昇する現象のこと。IPCC(気候変動に関する政府間パネル) 第 4 次評価報告書によると，過去 100 年間に地上気温が 0.74℃上昇し，世界の氷河が融けて先端が後退するなど，既に世界中で様々な影響が現れていることが分っている。

地区計画

各地区の特性に応じた良好な市街地を形成していくために，地区住民などの総意に基づきその地区のルールを定めることができる制度。制度内容としては，地区内の道路，公園の配置や建築物の用途，大きさ，デザイン，垣や柵の構造などを定めるもののほか，一定の条件の下に容積率制限や斜線制限を緩和するものもある。

地区計画等緑化率条例制度

都市緑地法第 39 条に基づき，良好な都市環境の形成を図るための緑化の推進の観点から，地区整備計画等において，建築物の緑化率の最低限度を建築物の新築等に関する制限として定めることのできる制度。

（施設の）長寿命化

建築物や公共施設，ライフラインなどにおいて，更新に係る費用の抑制と平準化を図るため，改修などにより耐用年数の延長を図ること。

都市機能

都市のもつさまざまな働きやサービスのことで，商業，業務，工業，流通，居住などの機能をはじめ，これを支える交通，ライフライン，各種処理施設などの機能に加え，教育，文化，芸術，交流，娯楽，政治，行政などの都市におけるあらゆる活動主体の多様なニーズに対応する機能を

総称したもの。

都市計画区域

都市計画法第5条に基づき、自然的・社会的条件や人口、土地利用、交通量などの現状や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域。本市の都市計画区域は5市5町1村からなる「仙塩広域都市計画区域」として宮城県により指定されている。

都市公園法

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として昭和31年(1956年)に制定された法律。

都市再生緊急整備地域

都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で定められた地域。

都市緑地法

都市化の進展に伴い良好な自然環境を形成している樹林地・草地・水辺等が急速に都市において減少することに鑑み、良好な都市環境の形成を図ることを目的として制定された法律。平成16年(2004年)に「都市緑地保全法」が改正され創設。既存の良好な自然環境を積極的に保全するための施策として「緑地保全地域」の制度や市街地の緑化を推進する「緑化地域」の制度等が拡充された。平成29年(2017年)に改正された。

土地区画整理事業

健全な市街地として整備するために、土地所有者が土地の一部を提供しあい、道路、公園、下水道などの公共施設を総合的に整備するとともに敷地の利用を増進するため個々の宅地を整然と道路に面するように、区画形質の変更を行う事業。

土地利用調整制度

郊外部において開発事業を実施しようとする事業者が、土地利用方針との整合性を確保した計画を作成するとともに、土地利用調整手続の実施を通して開発事業計画を公表し、市民意見や市長意見に配慮した計画を検討することにより、郊外部における適正な土地利用を誘導する制度。

－ な －

二酸化炭素(CO₂)

動物の呼吸や、石油・石炭等の化石燃料の燃焼に伴って発生する気体で、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの一つ。

ネイチャーポジティブ

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

－ は －

バイオマス

木や草など、再生可能な生物由来の有機性の資源のことで、「Bio（生物）」と「Mass（量）」を組み合わせた用語。バイオマスは、燃焼すると二酸化炭素を排出するが、その成長過程で光合成により二酸化炭素を吸収しており、全体で見ると大気中の二酸化炭素の収支はゼロとみなせるという特徴がある。

ヒートアイランド現象

都市部でのエネルギー消費量の増加や緑地の減少、ビルなどの構造物が熱をため込むこと、道路がアスファルトやコンクリートで固められているために、地表面からの水分蒸発が少なくなることなどによって起こる、都市部の気温が郊外と比較して高くなる現象のこと。

ビオトープ

ドイツ語の生物を意味する「ビオ：Bio」と場所を意味する「トープ：Tope」から作られた合成語で、生態系として特定の生物群集が生存するうえで必要な空間のこと。「自然」を「緑」だけでなく「生物」を含めた一体のものとしてとらえ、現存する環境を保全あるいは修復、創造していく場合に、人間と生きものとが共存できる場づくり、空間づくりを意図した用語。

東日本大震災

平成 23 年(2011 年)3 月 11 日 14 時 46 分に、三陸沖の宮城県牡鹿半島の東南東 130km 付近で発生した、深さ約 24km を震源とする地震。マグニチュードは、昭和 27 年(1952 年)のカムチャッカ地震と同じ 9.0 で、日本国内観測史上最大規模、アメリカ地質調査所(USGS)によれば、1900 年以降、世界で 4 番目の規模。

広瀬川創生プラン

平成 16 年(2004 年)に市民 NPO、国県関係機関、企業及び学識経験者からなる「広瀬川創生プラン策定推進協議会」により策定された各主体共通のアクションプラン。平成 27 年(2015 年)3 月に改定された。

広瀬川の清流を守る条例

広瀬川の豊かな自然環境と清流にふさわしい良好な水質を保全するため昭和 49 年(1974 年)に制定された。河岸の自然環境を守るための「環境保全区域」、水質を守るための「水質保全区域」を指定している。

風致地区

都市内の樹林地、丘陵、溪谷、水辺などのすぐれた自然的景観を形成している地区や、歴史的

な人文景勝地について、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などを規制し、都市の自然景観や良好な都市環境の維持を図るために定められる地区。

プレーパーク

既製の遊具がなくてもこどもがやりたいことを見つけて自由に遊べる手作りの遊び場。プレーリーダーの見守りのもと、こどもの主体的・自発的な遊びを促す。

防災環境都市

仙台市が歴史の中で築き上げてきた、豊かな自然と市民の暮らしや都市機能が調和した「杜の都」としてのまちづくりに、東日本大震災の経験や教訓を踏まえて、防災の視点を織り込んだ都市のあり様を示すスローガン。安全に安心して市民生活や経済活動を営むことができる、持続可能な魅力あるまちづくりを国内外に発信し、都市の価値を高めていくための取組みを進めている。

－ ま －

緑の活動団体

杜の都の環境をつくる条例第 34 条に基づき、認定された市民団体。本市では認定された団体に対し、緑に関する情報や活動支援などを行っている。

杜の都の環境をつくる条例

緑の保全や創出及び普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に昭和 48 年(1973 年)に制定された条例。保存緑地や保存樹木の指定及び建築行為等における緑化基準などを定めている。

－ や －

屋敷林

屋敷の周囲に防風や防火のために植えた林。一般には農家に防風などの目的で設置され、季節風の強い地域に多く見られる。本市においては、東部の農地に分布するものは居久根と呼ばれる。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

－ ら －

流域

河川の流れに対し、周辺の稜線（分水界）に囲まれた領域、雨水の集水域であり、自然地形、生態系や水循環など「緑地と水域」を一体的に捉える、一つの普遍的な地域単位のこと。

流域治水

集水域と河川区域のみならず，氾濫域も含めて一つの流域として捉え，地域の特性に応じ，①氾濫をできるだけ防ぐ対策，②被害対象を減少させるための対策，③被害の軽減・早期復旧・復興の３点により，河川の流域のあらゆる関係者の協働のもと，ハード・ソフト一体的かつ多層的に行う治水対策。

緑視率

人の目線からみた範囲のうちみどりの占める割合。緑被率と比較して，人が視覚的に緑の状況を実感できる指標であり，みどりが豊かと感じる緑視率は30％程度といわれる。

緑被地

樹林地や公園等の芝生，ススキ・ササ等の草地，水田・畑等の農耕地及び河川・池沼等の水面のこと。

緑被率

緑被地面積が対象区域全体面積に占める割合を表したもの。

緑化計画制度

杜の都の環境をつくる条例第29条に基づき，1,000㎡以上の土地または敷地において建築行為を行う場合には，あらかじめ当該建築行為に係る土地または建築物敷地内についての緑化に関する計画書（緑化計画書）を提出し，市長の認定を受けることを義務づけている制度。

緑化重点地区

都市緑地法第4条に基づき定める「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」。本市では4地区（仙台都心部地区，あすと長町地区，卸町地区，泉中央地区）指定している。